

第1回妹背牛町議会定例会 第2号

平成31年3月12日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問
 - 1) 渡会 寿男 議員
 - 2) 工藤 正博 議員
 - 3) 石井 喜久男 議員
 - 4) 赤藤 敏仁 議員
 - 5) 渡辺 倫代 議員
 - 6) 佐田 恵治 議員
 - 7) 広田 毅 議員
 - 8) 鈴木 正彦 議員

○出席議員（10名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 工藤 正博 君 | 2番 佐田 恵治 君 |
| 3番 渡辺 倫代 君 | 4番 石井 喜久男 君 |
| 5番 広田 毅 君 | 6番 鈴木 正彦 君 |
| 7番 渡会 寿男 君 | 8番 赤藤 敏仁 君 |
| 9番 向井 敏則 君 | 10番 宮崎 博 君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	田 中 一 典 君
副 町 長	廣 瀬 長 留 次 君
教 育 長	土 井 康 敬 君
総 務 課 長	篠 原 敬 司 君
総 務 課 参 事	菅 一 光 君
企 画 振 興 課 長	廣 澤 勉 君
住 民 課 長	清 水 野 勇 君
健 康 福 祉 課 長	河 野 和 浩 君
建 設 課 長	西 田 慎 也 君
教 育 課 長	浦 本 雅 之 君

農政課長	廣田	徹	君
農委事務局長	山下	英俊	君
会計管理者	石井	美雪	君
代表監査委員	菅原	竹雄	君
農委会長	瀧本	賢毅	君

○出席事務局職員

事務局長	滝本	昇	司	君
書記	山下	仁	美	君

◎開議の宣告

○議長（宮崎 博君） 皆さん、おはようございます。ただいま定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮崎 博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、広田毅君、鈴木正彦君を指名します。

◎日程第2 一般質問

○議長（宮崎 博君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

初めに、7番議員、渡会寿男君。

○7番（渡会寿男君） （登壇） 通告に従いまして、質問をいたします。

妹背牛町の定住人口の確保と子育て環境の充実を図るための助成事業であります妹背牛町定住等促進事業について伺います。今後さらに進行する人口減少に歯どめをかけるべく、当町でも土地購入、住宅新築、結婚から出産、子育て等に助成を行っておりますが、助成方法のほとんどが商品券対応となっているのが現状でございます。特に土地購入支援、住宅新築支援、中古住宅購入支援は、将来にわたって当町に住んでいただけることが確実であり、取得に対する資金の応援として考えるべきと考えます。現状の商品券対応は、当然町内に潤いと活性化に寄与していることは充分理解できますが、町に住んでくれる人をふやしたい、若い世代の方に住んでほしいと願うならば、事業の趣旨から見てもストレートに現金助成をし、負担を軽くしてあげることが最善と考えますが、町の見解を伺います。

そして、もう一点でございますが、関連いたしますが、町政執行方針の中でも人口減少対策は待ったなしの課題である。対策を講じていくと述べておりますが、賃貸住宅の整備は整いつつあり、評価をいたしておりますが、若い世代を呼び込む、新生活に対する支援策が不足していると感じております。引っ越し費用の助成や町外に働きに行く方への通勤助成、現在の住宅新築の支援額の拡充、住宅購入にかかわる固定資産税の減額など、手厚い支援策を打ち出していくことが必要と思っておりますが、今後どのように展開し、実施していくのか、対策があればお聞かせを願いたいと思っております。

以上、2点について答弁をよろしく願いいたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 私のほうから、議員ご質問の妹背牛町定住等促進事業についてご答弁申し上げます。

定住及び子育て支援事業に関しましては、本町の商工振興のため商品券での助成を行ってございますが、議員おっしゃるとおり助成方法につきましては商品券の利用期限が半年と短いので使いにくいですとか、現金での支給にしてほしいなど、まちづくりアンケートや子育て世代のお母さんから保健師を通していろいろとご意見をいただいているところでもございます。高額な助成につきましては、3年間に分割して支給したり、さらには商工会さんに依頼し、一年通して使えるように商品券半分の発行日をずらして発行していただくなど工夫はしているところでございます。今後も商工振興のため商品券の活用を継続してまいりたいと考えてございますが、その金額に基準を設けるなどして現金と商品券の併用での助成につきましても検討していきたいと考えてございます。

また、若い世代を呼び込む支援策につきましては、前回の国勢調査のデータではございますが、ほかの町から本町へ通勤している方がその時点で474人おりました。また、逆に本町からほかの町へ通勤している方が383人おりました。現状では、妹背牛町に住みたくても住むところがないという喫緊の課題がございまして、まずは民間賃貸住宅建設に対する助成など、受け皿、住むところを整備しつつ、移住、定住及び子育て支援に関しましては現行制度の強化もしくは見直しを行い、さらには議員おっしゃるような引っ越し費用の助成ですとか町外への勤務している方への通勤費の助成ですとか、また新たな支援策につきましても今後検討する必要があるというふうには考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

7番議員、渡会寿男君。

○7番（渡会寿男君） 今ほどの答弁の中では、現金と商品券の併用でいきたいといったことではございますが、私は昨日の平成30年度の補正予算の中で住宅新築あるいは中古住宅の購入については、その該当者の希望者の方から一括してしてほしいといった希望が取り入れられて補正に上がったと思うのです。ということは、普通皆さん庶民的な感覚では、それは本当に当然だと私は思うのです。何も商品券半分、現金半分ではなくて、やはりこっちに帰ってきてくれる方が住宅を建てるということは、ある程度資金のめど等々、非常にエネルギーの要る決断だと私は思うのです。そういった面では、やはり資金の応援という形をとっていくなれば、現金一括で支払いをしてあげる。それが本当の行政としての対応かなというふうには私は思っているのです。ただ、現金を支給したとしても、行政のほうの商店街の活性化には絶対行くわけですから、ほかのところに行くのもあろうかと思えますけれども、そういった一括現金で、先ほど課長も言われたとおり3年分割なのです。それも撤廃して、やはり一括して現金で支給するのが私は町民の考え方の本当の大事な部分かなと思いますので、その辺も3年間ではなくて一括でやっていくといったことで、補正予算の中でもそれを認めてきているのですから、そういった方向で考えていただきたいなと思います。その点について、町長、自分の判断では現金がいいのか商品券がいいのか、どういう考え方を持っているのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮崎 博君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 定住、子育て支援事業に関しましては、今ほどおっしゃられました助成方法について、まず一括にしたほうがというお話でございましたが、実際はもともとは一括だったのです。それで、希望がありまして、3年間にという方法もあって、選択はできるのです。なので、一括で実際お支払いしている方もおります。

いずれにしましても、この各種支援事業につきましては、平成32年度から始まります第9次総合振興計画及び第2期の総合戦略というのがスタートします。その際に定住及び子育て支援事業の施策につきましては見直し、修正を行ってまいりますし、まちづくりアンケート及び町政懇談会等でもいろいろご意見をいただいているところですので、そのあたりも含めて検討したいと思っております。

また、商品券の関係でございますが、今年の見込み、現時点なのですが、移住、定住、子育て支援事業に対して商品券の交付ということで、現在その金額を拾いますと930万円程度でございます。この金額につきましては、間違いなく町の施策として商工振興に寄与しているものと町としましても判断しておりますし、ですが当然現金のほうが良いという声も尊重したいというふうには考えておりますので、こういった手法が良いのかを含めて、例えば新規事業であって増額した部分を現金にするですとか、さまざまな方法があると思うのですが、そこら辺を含めて検討したいと思っておりますので、ご理解のほう賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁終わりました。再々質問ありますか。

7番議員、渡会寿男君。

○7番（渡会寿男君） 検討したいということでございますので、その点についてはよろしくお願いをいたしたいと思っております。

ただ、言えることは、この町に住宅を新築して住むということは、本人にとってはすごい決断だと思うのです。そういったことを考えると、やはり私が主張しているように現金で支給と、これが第一原則だと私は考えております。

そういったことで、いろいろな支援策を用意して、その後この町に住んでいただければ次々に子育て支援等々に結びつくといった町の熱意を皆さん方に伝えて、一人でも多くの方が妹背牛町に住んでいただくような形になっていただきたいなというふうに思っております。

そういったことで、ぜひ決まりましたらインパクトのあるPR、よろしくお願いを申し上げます、私からは以上で質問を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（田中一典君） 今ご質問にありました商品券から現金へという流れでございますが、私も議員おっしゃる内容はよくわかります。しかしながら、やはり町を総合的に魅力あるものにしていくという中でインパクトを一極集中で求めますと、他町村との競争の中

で私たちの財政に厳しさととのせめぎ合いになります。インパクトあるものを続けられるだけの財政力があればまたいいのですけれども、私としましてはやはり商工振興も含めました総合的なまちづくりの中で魅力を進めていきたいと思っておりますので、先ほど担当課が答弁いたしましたように、現金化も含め検討させていただきたいと思っております。

○議長（宮崎 博君） 以上で7番議員、渡会寿男君の一般質問を終わります。

次に、1番議員、工藤正博君。

○1番（工藤正博君） （登壇） それでは、通告に従い、質問いたします。

質問の1つは、新聞やテレビの報道などで孤独死が伝えられています。この妹背牛町でも決して避けることのできない問題ではないでしょうか。今町としてさまざまな取り組みをしております。町内の見守りの実態や意見交換も進んでいます。しかし、わかっているもなかなか取り組めない、この孤独死対策の問題です。

私は、今ひとり暮らしをしています。昨年10月15日、自覚症状もなく玄関前で全身の力が抜け、意識はあるのに赤ちゃんのはいはいもできない、そういう状態になって、外で約7時間前後おりました、そしてお隣の方に発見されて、近くの人にも支えられ、救急車で病院に運ばれました。もし発見ができなくて過ごしていたらどうなっていたらどうかと思えば、背筋が凍る思いであります。そして、命はなかったと思っております。幸いにふだんから、おおい、いるのかと電話をいただいたり、冬至だからカボチャを持ってきたよと、そしてまたもちをついたから食べなよとわざわざ持ってきてくれたりもしております。本当にありがたいことです。時には、手づくりの豆腐も届きます。これも本当においしいものです。病院も私は今3つの病院に通っています。そんなことですから、周りの人に心配をかけております。

私の町内は、町内会の行事や有志が世話役となって進めている行事など、年間8つの行事があります。行事ごとに、終わるといつでも焼き肉つきの懇親会を開きます。懇親会だけでも遠慮しないで来てくださいよと呼びかけます。時には、1人500円の会費を集めるときもあります。独居の人にも積極的に呼びかけております。そして、ビールや野菜、魚などを持参して参加してくれる人も大勢おります。そして、それぞれが近況報告をして、そしてさらにきずなの強い町内を築いてきております。このことに私は本当に自負しているところでもあります。しかし、それでも全員が参加してくれることはありませんが、それ相当の情報交換もあり、にぎやかに取り組んできております。

町政懇談会だけが町民の声を聞く場ではありません。町内活動にももっと支援する必要があります。町民の中に入り込むことであります。絶対に孤独死させないという強い意識が求められています。病院になかなか行くことができないのがお年寄りです。経済的な問題もあります。重症になっては経済問題が大きくなります。早いうちに手を打つ必要があります。それが多くのお年寄りであり、おひとり暮らしの方ではないでしょうか。率直に町内会に情報を求めることです。そして、医療機関と行政の協働も求められております。診療所では、患者さんの送り迎えで患者さんには大変喜ばれております。しかし、診療所

の努力にも限界があります。また、多く残されている地域のつながり、医療機関と行政との連携にもっと工夫できることがあるのではないのでしょうか。もっと早くに気がついていたらと後悔することのないように取り組む必要があります。

健康福祉課などに任せっきりにならないようにしなければならぬと思います。行政の総合力が試されており、気遣いすることに何の遠慮もありません。少しでも有効な手だてを考える必要があります。その考えをぜひお聞かせ願いたいと思います。

次に、小中学校の給食費について質問します。このことについて、学校給食費の改定について聞いたのは1月10日でした。小麦や乳製品の高騰、相次ぐ自然災害に伴う野菜価格の高騰などがあり、今後質の高い給食を確保していくためには、現在の給食費では対応が困難であることから、この4月から値上げすることになりました。この件については、議会の議決は必要ないことも報告されました。このときの議員各位の理解はさまざまでした。私は、幾ら何でも時間がないという理由で報告されても、なぜ正式の場での説明ができないのかと、議会軽視ともなりかねないと指摘したところでもありました。幾ら正月だとはいえ、緊急でもその場をつくるべきではないか、議員はその対応はできます。その後も正式な報告もありませんでした。今になっては、このことについて繰り返すことは控えますが、時には理事者と議会は両輪のごとくとよく言われます。必要な認識を求めるには、もっと工夫をしてもらいたいものです。

さて、本題に戻りますが、給食費の現状と値上げ額を示してください。

また、保護者の方々の負担になることは間違いありませんが、値上げへの反応や意見はありましたか。

また、値上げ分も含めて半額助成に変わりはないとの理解でいいのかどうか、これもお伺いします。

以上質問し、再質問を留保して終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 工藤議員ご質問1つ目の孤独死をさせないための有効な手だて、行政の考え方についてご答弁申し上げます。

工藤議員のご質問の近年孤独死が注目されている時代の背景には、核家族化の進展や後期高齢者の長寿化といった人口的、家族的構造の変化に加えて、価値観の多様化やセーフティーネットなどの社会制度の脆弱化、地域コミュニティの希薄化があると考えております。

そうした中で、1つ目のご質問の病気があるのに経済的な負担が大きいから病院に行くことができない、そういった方がやはり地域にいるといった現状を行政としてもつくってはならないと考えております。

そのために、2つ目のご質問、ご指摘にもありますように、町内会や関係機関、民生委員等の情報を常にキャッチして、地域とのつながりの中で、特にひとり暮らしをされている高齢者等を支援していく仕組みを構築して、孤独死といった事態を防止していくことは、

行政はもちろんでありますが、やはり工藤議員言われた隣近所、町内会、地域のつながりが必要であると認識しております。

本町におきましても、平成27年度よりわかち愛もせうし生活支援体制整備事業の実施の中で町内の関係機関であります農協、信金、郵便局といった金融機関をはじめ、道新販売店、商工会に加盟する商店など、また宅配業者、ハイヤー会社等々、高齢者等見守りネットワーク事業協定書を交わした中で、異変のある高齢者と、またそういった何らかの支援を必要としている方が地域にいた場合に、地域社会全体で支え、安心して暮らせる支援体制を少しずつであります、構築しております。

また、一昨年から民生委員、児童委員が自分の担当地区で住民支え合いマップを作成し、地域の中でひとり暮らし、高齢者世帯等の支援が必要な方をそのマップに落とし、その方が近隣住民とどのようにつながっているかを把握して、特に誰ともつながっていない方を状況確認し、訪問活動に生かせるよう取り組みを実施してきております。ただ、こうした取り組みをしたからといって、工藤議員ご指摘の孤独死が起きないという保証はありませんので、工藤議員言われるように、もっと早く気づいていたらと、ご家族を含め関係者が後悔することのないよう、この妹背牛に合った現在ある支援体制の強化と同時に、支援が必要な方を改めて精査して、支援する、また支援される側もお互いに助けて、助けるよと言えるような、いわゆる受援力のある妹背牛を目指して、行政としても住民啓発と地域福祉実践を積み重ねていくしかないと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） 私のほうから学校給食費の改定につきましてご答弁申し上げますが、冒頭工藤議員からご指摘ございました今回の給食費改定につきまして、議会の皆様に報告する場を設けることができなかつたことにつきましては、改めておわび申し上げたいと思います。

まず、1点目の給食費の現状と予想されている値上げ額ということですが、現状の給食費につきましては、平成27年度北空知圏学校給食センター稼働時に制定されたものでして、1食単価、小学校の低学年で221円、中学年で228円、高学年で237円、中学生で272円となっております。平成19年から平成26年までは、小学校で242円、中学校で298円という単価でしたので、給食センターが稼働した際には給食費が下がったという形になってございます。

また、本年度の児童生徒に係る給食費の見込み額ですが、総額で806万1,000円ということで決算の見込みとなっております。これが4月から値上げいたしますが、値上げ額につきましては小学校低学年では20円増額の241円、中学年では16円増の244円、高学年では11円増の248円、また中学生は32円増の300円となります。現在の児童生徒数で値上げ後の給食費で再算定した結果、総額といたしましては875万円となりまして、約69万円が予想される値上げ額として見込んでいるところでございま

す。

2点目の保護者からの反応はどうであったかという点ですけれども、この給食費値上げにつきまして、保護者に文書通知をいたしました折に保護者にご意見、ご質問等ある場合につきましては学校あるいは教育委員会のほうに意見、要望等をお寄せくださいというふうに通じたところでございましたけれども、昨日現在この給食費増額に対する問い合わせ、意見等は一件もございません。この北空知圏学校給食組合の構成市町のうち給食費の助成を実施していない沼田町、深川市で保護者説明会を実施したと聞いてございますけれども、そこで出た意見といたしましては、もう少し値上げをしてもいいから、少しでも給食の質を上げてくれという要望が多く出たと聞いてございます。また、新聞報道等でも出てございましたけれども、現在この給食センターの給食費、空知管内では一番低額でございます。また、値上げ後におきまして、空知管内で見てもまだ安いほうであることも保護者からは反対する意見がない影響であるのかなと考えてございます。

また、3点目の半額助成に変わりがないのかというご質問ですけれども、妹背牛町学校給食費助成交付金要綱第4条におきまして、助成の額は申請を行う年度分として納めた給食費の2分の1と規定してございますので、当然値上げ分につきましても含めて半額助成となりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁終わりました。再質問ありますか。

1番議員、工藤正博君。

○1番（工藤正博君） まず、孤独死の問題についてですが、孤独死対策と人口の自然減の対策もあわせて考えていく必要が今後あると思います。

昨年1年間に亡くなられた人は、45人を超えています。ただただ人口をふやせという対策だけでは事は進みません。そして、昨年の4月からの新生児は、11日現在ですが、わずか4人です。新生児を求めるだけでも済みません。お年寄りを支えるのは、やっぱり若者なのです。そして、子育て支援対策、まさにこれは行政全体の総合力で進めるべきの問題です。高齢化率は、あの夕張に近づきつつあります。65歳以上50%に近づきつつあるのが妹背牛の現状です。上砂川での例を1つ挙げておきますが、上砂川の診療所に運び込まれた患者さんに入院費の負担が厳しいということでありました。上砂川町の診療所は、即座に病院への緊急入院が必要と判断し、近くに無低診、つまり無料低額診療という病院がありません。札幌の北海道勤労者医療協会病院、略して皆さんは勤医協と呼んでいるようですが、札幌の中央病院に安静に搬送しなければならなくなって、勤医協札幌病院の救急車が急遽用意されて患者さんを迎えに上砂川まで来ました。そこに看護師資格を持つ方が同乗して、職員の帰宅用に包括支援センターの所長が車で伴走するなど、文字どおり自治体と勤医協が一体となって、ようやく入院することができたという事例があります。患者さんは、無低診の制度の説明があり、医療費のことは心配することなく入院することができました。一つの例ですが、これは条件のいい中でのことでありました。まだまだ条件の整わないところが多くあります。いろいろな緊急の場合を想定した準備も今後さらに

必要になると思います。妹背牛町では、重症患者はドクターヘリを活用することができません。しかし、それだけに頼らない方法も探っていかなければなりません。簡単にはいくことがないということはよくわかっておりますが、その努力をし過ぎることはないと思うのです。その考えをお伺いしたいと思います。

2つ目に、給食費の問題です。もし消費税率が10%に引き上げられた場合、保護者負担はふえるのは間違いありませんが、給食費に転嫁することを考えていますか。

2つ目に、せつかくきょうのきょうまで半額助成に努力されてきました。しかし、第5次行政改革で給食費半額助成について見直すことはないですよ。

3つ目に、今後の給食費の全額助成、もちろん子育て支援として考えていく必要があると思いますが、いかがお考えかお伺いし、再々質問を留保して終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 工藤議員の再質問に対し、ご答弁申し上げます。

工藤議員おっしゃるとおり、やはりこの地域で暮らしていくために医療がしっかり提供されるという体制は必要であると認識しており、ただいま、ご存じかもしれませんが、1市4町で北空知地域医療確保連携推進協議会でそのところも含めて、私もその部会長をさせていただいた中で検討を重ねております。上砂川のような無料低額診療につきましても、実際北空知圏にもございます。そういったところをまだ十二分に周知していないところもありますので、ただ私が担当した中でそういった方がいたときには、そういった医療機関を推奨していることもございますので、その辺のところをどこまで住民周知していったらいいのかというところを今後また1市4町の中で協議を重ねていきたいと思っております。

やはり工藤議員おっしゃるとおり、こういった高齢化が進んできている中でやはり高齢者を支える、それはやはり若者もそうですし、高齢者が高齢者を支えるという、そういう現状もございます。そうした中で、冒頭おっしゃった孤独死のないよう、行政としても健康福祉課だけで当然カバーできるものでないと思っておりますし、各課いろんな形の中で協議を深めておりますので、ご理解を賜り、再質問に対しての答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 学校給食費の改定についての答弁、教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） それでは、私のほうから工藤議員再質問の1点目、消費税10%が課せられたときの給食費の対応ですけれども、給食費につきましては基本的に消費税の対象外というふうになってございます。また、食材につきましても、消費税の対象外となっておりますので、10%が課税された場合におきましても、給食費には影響がないということを申し述べたいと思います。

2点目の給食費の助成につきましては、町長のほうから答弁をいたしたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（田中一典君） 工藤議員ご指摘の学校給食費に関して、町長判断でお話を今回させていただきます。

私どもの町では、この約875万円、今年かかるわけですけれども、この半額の助成を続けていく覚悟でございます。完全なる無料化というものは、無料化という名の税金化でございます。このことに関しては、私が個人的な判断というよりも、財政全域を見渡して、長く続けていくことができるのか、それからまちづくりの中で子育て支援という中で、うちの財政の中でバランスとれる息の長い施策としてやっていけるのか、十分な検討が必要だと思いますので、今のところまだ動きは出ませんが、検討項目としていただいております。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

1 番議員、工藤正博君。

○1 番（工藤正博君） 孤独死の問題については、最初の質問でもお話ししたとおり、心配し過ぎることはないのです。そして、やっぱり100%はないですよ、それぞれついているわけにはいきませんから。そういう点では、全庁的なネットワークを張るといことと、行政とのつながりはますます強めていかないと、これはおまえの担当だからなということでは済まない問題だと思うのです。その辺のやり方の工夫がまず必要だというふうに思います。

それから、無低診の病院って北空知、どこにあるのでしょうか、教えていただきたい。私の聞き間違いでなければ、さらに北空知の医療圏の充実というのが求められるのは当然のことなのですが、中核にならなければならない病院が今残念な状況なのです。そういう点では、ますますこの連携というのが強めていかなければならない問題だというふうに思うのです。そういう点では、当然財政的な負担も求められることになるのですが、その辺の組織の構築といましようか、その辺のやり方も早く進めていかないと、その間でも孤独死は出ないという保証もないわけです。そういう点では、ぜひ努力に努力を重ねていただきたい、その考えをお伺いしたいと思います。

それから、給食費については、町長の立場としては、はい、そうですかというふうにはならないと思うのです、この問題については。半額助成するだけでも大変な思いでされているわけですが、しかし子供は先ほど言ったとおり、時々2桁の年も出ますけれども、だんだんと1桁の年になっていくのでないでしょうか。そうなると、教育体制も変わってきますよね。そういう中で、今の人数での半額助成は限界だと言われるならば、それだけ減っていったときにどういうふうな考えをなされるのか。いやいや、あくまでも半分だよ。そうではなくて、残念ながらそれだけ減ってしまったけれども、子育て支援教育には全額補償するというのも当然視野に入れなければならないというふうに私は思うのですが、その考えをお伺いして質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 工藤議員の再々質問に対してご答弁申し上げます。

無料低額の診療におきましては、私が申し上げて、お金がないから、そこへ行けば診療を受けられるというふうに思われても困るということでご理解していただきたいと思いま

すが、あくまでもその方のきちんとした経済状況を把握した中で行政として橋渡しするという、そういう診療になりますので、その辺をご理解していただきたいと思います。一応私が今までかかわった中では、ケース的には少ないのですが、一応北海道中央病院さんがそういった形を受け入れてくれました。ですから、全ての医療機関がそういう形には当然ならないということをご理解していただきたいと思いますし、対象となる方も、やはりいろんな制度がありますので、工藤議員ご理解されているかと思いますが、やっぱり医療を受けられるいろんなそういった形の中で無料低額というか、本当にそういったお金を払えなくて行けないのだという方に関しては、そういった医療機関もあるということをご理解していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（田中一典君） 健康福祉課長に続きまして、町民を孤独死させないために行政の総合力を発揮することを求めるというご質問、再々質問でございますが、健康福祉課がもちろんリーダーとして私たち行政に対して声をかける役目は持っております。

それから、総合という言葉ですけれども、私たちの職員も家に帰ると、それぞれの町内会の構成員でございます。町内会活動を、さっきもおっしゃいましたように、やはり隣近所というのが第一義的に一番大事な人情の回路であると思っております。そこにおきまして、職員も含めまして、単なる役場の業務としてだけではなく、町内会活動、それから地域活動に参加しまして、この総合力というものを発揮していきたいと考えておりますし、それに関しては私、それから副町長ともども行政の中に対して、いつもそのお話をさせていっていただきたいと思っております。

それから、健康福祉課だけで、これは町の福祉を守ることは絶対できないわけで、きょういらしています民生委員の方たちに本当に地域を回っていただきまして、でも私のところにはまだタッチしないでくれという、半分元気な高齢者も実際いらっしゃるのです。そこに押しかけていくことはできませんので、その後やっぱり痛み分けをしながら、遠くから見守りながら、地域の人たちと協力を持っていくという。本当に難しい作業を健康福祉課を中心に今やってもらっております。それを総合職の私たちみんながやはりそこを痛み分けしながら感じ取っていきたいと思っておりますので、ご答弁とさせていただきます。

それから、学校給食の改定に伴う話ですけれども、1桁の年になってくるというのは、これはもう現状目の前でほっておけば必ずなる時代が来ると思います。お隣の町、北竜町では人数が少ないからできるのだよねというふうにおっしゃる町長もいらっしゃいましたし、深川市ではもちろんこんな財政でやったらうちは転覆すると。その大ききの悩みがいろいろあるようでございます。私の町は、子育て支援の中でもやはり子供を育てるということの支援を全面的にバックアップするという言葉はきれいなのですが、やはり必要な支払いを勤労の中でやっていただく。このバランスを真剣に考えながら、町行政が単に苦しいとか苦しくないという次元ではなくて、考えていく要素も含めまして、私は今のところ、もう少しその検討を先延ばしさせていただきたいということで答弁をさせていた

だきたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 以上で1番議員、工藤正博君の一般質問を終わります。

次に、4番議員、石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君） （登壇） 通告に従い、質問いたします。

1番目、定住促進賃貸住宅建設事業について、交付要綱等についてお伺いします。1、来年度事業として実施を予定している定住促進賃貸住宅建設事業補助金交付要領で、補助金額は予算内において補助対象経費の2分の1以内とし、その上限額は1LDK、1戸当たり250万円、2LDK以上、1戸当たり300万円となっていますが、補助対象経費とは何を補助対象経費としているのか伺います。

2、事業申請者が数件申告のある場合、どのように審査し、適当と認めるのか伺います。

3、事業申請者の審査結果は、審査の透明性を図るために内容公表すべきであると思うが、対応を伺う。

大きい2番、ペペル温泉について、送迎、改修等について伺います。1、温泉は泉質もよく、温まると評判がいいのですが、町民から寒くなると足が痛くなり苦痛です。温泉に入って温まると楽になります。毎日温泉に行きたいが、交通費がタクシーでは往復1,200円かかるし、食堂を利用するとタクシー料金の補助があるが、毎日行けない。冬季だけでもどうにか出来ないかとお話ししていました。町民の健康のために、温泉を利用しやすくするように交通費補助など対策が必要ですが、伺います。

2、町長は、平成31年の町政懇談会で妹背牛温泉ペペルの半年券3万円を2万5,000円に下げる公約を、ペペルは実際営業年数でいきますと30周年が4年後に控えており、大規模改修をはじめ、今後維持修繕費が増大することを顧みず、この公約につきましては残念ながら断念することにいたしますと報告しておりますが、温泉は老朽化が進んでいます、町長は公社は利益計上ができないと答弁していますが、公社として温泉改修費の積み立てはできないのか伺います。

3、毎年温泉は商工費から改修工事費、備品購入費等が町財政から歳出しているが、公社では行えないのか伺う。

4、今後温泉の改修工事はどのように計画し、実施するのか伺う。

再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 私のほうから、議員ご質問の定住促進賃貸住宅建設事業についてご答弁申し上げます。

まず、1つ目の補助対象経費とは何を対象にするのかとのご質問でございますが、賃貸住宅を新築する際の建築工事費を補助金の交付対象としており、具体的には本体工事費、附帯工事費、機械機器費、外構工事費、土地造成費、測量及び試験費、設計監理費等でございます。

2つ目の事業申請者が数件ある場合、どのように審査し、適当と認めるのかとのご質問

でございますが、補助金交付要綱と同時に事業計画審査要領を制定いたしまして、事業申請者から事業計画認定申請書を受理した際には、副町長、教育長以下課長職4名をもって組織する事業計画審査会を設置いたしまして、申請のあった事業計画の内容、具体的には事業のコンセプトですとか住宅の快適性、経済性、事業収支計画等について、これらの審査及び評価を行いまして、認定の可否について決定いたします。その審査につきましては、評価点方式で行いまして、合計点の高いものから募集数の範囲内で認定をいたします。

3つ目の審査結果を公表すべきであるが、対応を伺うとのご質問でございますが、募集の状況や認定結果につきましてはホームページで公表する予定でございます。また、審査に係る結果につきましては、申請を行った申請者本人から申し出があった場合のみ開示することといたしております。

続きまして、2つ目のご質問のペペル温泉についてご答弁申し上げます。まず、1つ目のご質問でございますが、町民が健康のために温泉を利用しやすいように交通費補助などの対策が必要ではないかとのご質問でございます。12月定例会での佐田議員からの一般質問への答弁でもございましたし、また先般の町政懇談会の中でも説明させていただいたところではあります。ペペルをご利用いただいている方を含め、交通移動手段の確保につきましては、町としては対応しなければならない重要な課題だと認識しているところでございます。現在タクシー利用助成という形で検討しているところではございますが、地域交通、主に北空知バスとかの利用者数の減少に伴いまして、本町のバス運営に係る負担金が増額することですとか、あとこのタクシー利用助成をする上で商工会事業ですとか福祉事業のほうと内容が一部重複する部分がございますので、そこら辺の調整、また委託先との協議等も必要でございます。今後関係機関等と時間をかけ、しっかりと協議検討を重ねてから実施してまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

2つ目のご質問飛ばしまして、3つ目も先にご答弁させていただきます。温泉の改修工事費と備品購入費等を振興公社で支出できないかとのご質問でございますが、実際温泉施設自体は町の財産ということで、経営を指定管理者が行っているということで、基本的には改修に係る工事費は町が支出することとなっております。ただ、取り決めといたしまして、20万未満の軽微といいますか、以下の金額におきます修繕に関しましては、公社のほうで直接行うということをお認めているところでございます。また、備品購入費につきましては、臨時的なものを除き、振興公社が作成しました計画に基づき、町が購入、もしくは更新をしているところでございます。

4つ目のご質問でございますが、今後温泉の改修工事はどのように計画し、実行するかのご質問ですが、現在策定に向けて作業を進めてございます第9次総合振興計画に合わせた形で10年間の施設維持補修計画を作成しているところでございます。これに基づき今後実施してまいります。先ほど議員もおっしゃりましたが、ペペルは平成35年1月にオープン30周年の節目の年を迎えますので、そこで大規模改修を行い、集客につ

なげたいというふうを考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 副町長。

○副町長（廣瀬長留次君） 私のほうから、ペペル温泉の2つ目、公社として温泉改修費の積み立てはできないのかということでご答弁をさせていただきます。

まず最初に、町長の答弁、これ町政懇談会だと思えますけれども、公社は利益計上ができないといった発言についてでございますが、議員もご承知のとおり、公社は公益社団法人でありまして、収益事業ではなく、公益目的事業を実施してございます。公益法人は、収支相償の規制がかけられ、基本的には公益目的事業の収支はとんとんであることが求められております。このことから、利益計上はできないといった基本的な答弁、発言ということになったということでご理解をいただきたいと思えます。

それと、公社として温泉改修費の積み立てはできないかのご質問でございますが、答えからいいまして、これはできないことはありません。ただし、今の公社の繰り越し利益剰余金額からは積み立てに至るところかマイナスとなっており、ご承知のとおり町からもいまだ運営助成をしている状況でございます。平成29年度決算においては、ふるさと納税への特産品贈呈、返礼品贈呈事業を受託したこともあり、単年度として490万円ほどの利益剰余金が出たところでございますが、ですけれども繰り越し利益剰余金がマイナス880万円ほどあったこともあり、これ差し引きマイナス390万円を30年度に繰り越し、現在に至っているといった現状でございます。

ただ、返礼品贈呈事業を受託していることで、公社全体としての収支は年々改善されており、議員ご指摘のとおり公社として収支相償を維持すべく、特定事業準備資金の積み立て、これを将来の公益目的事業の拡大のための積立金ですとか、資産取得資金の積み立て、これも議員先ほどご指摘ありましたとおり、建物の修繕等の積立金でございますが、これらができるようになることが理想でございます。そのようなことになるように、今後も努めてまいりたいと考えてございます。

いずれにいたしましても、現行の収支の改善はふるさと納税での受託事業など営業外収益によるものでありまして、温泉経営だけを見ますといまだ大幅な営業損失金額を出しており、なお一層の経営改善が強く求められているところでありまして、指定管理者指定の町をはじめ、公社職員一丸となり、今後の健全な温泉運営に努めてまいりますことを申し述べまして、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

4番議員、石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君） それでは、1番目の定住促進賃貸住宅についてお聞きします。

この補助金額ですが、1LDK、1戸当たり250万円、2LDK、1戸当たり300万円とは、何を根拠にしてこの金額で決定なされたのかお聞きします。

2番目に、今聞き漏らしたのですが、3つ目の申告者の審査結果はホームページで公表

するという事は、申告者全員の点数を公表するという事でしょうか、お伺いいたします。

それと、今温泉の件につきまして、それはふるさと納税で大分挽回しているとはおっしゃいますが、今回31年度の町政執行方針で町長は、妹背牛温泉は営業活動の強化とよりよいサービスの提供に努めつつ、健全な経営を目指してまいりますと言っておりますが、今副町長のお話では、あくまでもふるさと納税の返礼品の関係で若干黒字になっていることですが、今までこのペペルのふるさと納税を抜かした中で経営改善、何を行ってきたのかお聞きしたいと思います。そしてまた、今後何を経営改善するのか、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

以上で再々質問を留保します。

○議長（宮崎 博君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） それでは、再質問に対しましてご答弁申し上げます。

まず、1点目の補助金の額でございますが、1LDK、250万、2LDKで300万という額につきましては、この事業と同様の事業を近隣でも実施してございます。秩父別町、北竜町、奈井江町等でございますし、全道的に見ても数カ所やっております。そのあたりの金額、補助金の額を参考とさせていただいて、おおよそ平均に近い額ということで250万、300万という額を設定しているところでございます。

それから、2点目の審査の公表につきましてですが、ホームページでの公表ということで、公表の内容につきましては、例えば2社以上から申し込みがあった場合はどこどこから申し込みがあったということと、審査の結果、この業者もしくは個人、ここに決まりましたという名前の公表及び先ほど伝わらなかったかもしれませんが、申請していただいた方ご本人、申請者本人のみ審査結果、先ほどおっしゃられた件数だとか中身については開示することができます。それ以外の方は開示することはできないということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 副町長。

○副町長（廣瀬長留次君） それでは、石井議員の再質問にご答弁申し上げます。

先ほどご答弁申し上げたとおり、現況では返礼品贈呈事業によりまして、先ほど申し上げました500万円ほどの剰余金が出ているといったところでございますが、温泉経営だけでは約2,000万円近く、これは毎年なのですけれども、マイナスとなっている現状になってございます。

それで、これまでどのような経営改善を行ってきたかというご質問でありますけれども、本当に職員には申しわけないのですけれども、給与の据え置きですとか、人件費ですね、これを抑えてきたという部分もございまして、あと議員ご承知のとおり、先ほどもあったと思いますけれども、年間券、3カ月券、1カ月券、これを半年券に一本化するというようなことの経営体制、これが大きいところでございます。

それで、今後どのような経営改善をとということではありますが、人件費の抑制も、これも限度がございます。職員、かなり今低い給与と認識をしてございます。それと、4年後に30周年を迎えますので、先ほど企画課長が答弁の中にもあったとおり、今後改修工事がございます。そんな中で、また一緒に経営改善といいますか、当然入館者数の増加を図るべく、一番入館者数の増はやっぱり営業活動、あとおいしい食事の提供、この辺の改善も図っていききたいなというふうに考えていますし、同様の近隣の温泉施設と差別化を図った中での集客に努めていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

4番議員、石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君） 改善、改善と言っているのですが、町長は営業マンだと私は思っております。その中で過去の町長を見ると、企業もあって、どこか新年会、忘年会してくれませんか、そういうような行動も起こしておりました。町長としてペペルの経営、町長が私は経営者ですとおっしゃいました。経営者であれば、あくまでも利益追求、やはりそれが一番ではないか。民間でいうと、要は改善です。やはりその辺をもう少し、営業もそうだし、そういう行動を起こしていかないと、なかなかこのペペルの赤字はなくなると思います。それで、そのことについて町長にお聞きします。

それと、1番目の送迎なのですが、ちょっとわからないので教えてほしいのですが、診療所は患者さんを送迎していますよね。その中で、ペペルは9人乗りの車があります。町民だけでも送迎はできないのですか。やはりその辺もタクシーの補助金だとかそういう話ではなくて、今あるものをどうにか活用してできないのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） それでは、ペペルのバスの関係のお話がありました。実際ペペルのほうにバスとハイエースがございまして、確認しましたところ、車両の利用状況ですとか運転手の確保等の理由によりそれを使うというのは難しいということでした。具体的には、ハイエースは午前中に配食のサービスをしてございまして、帰ってきて今度は宴会が入っている方の送迎ということで、人員的にも一応運転できる方は2名ないし3名いらっしゃるのですが、常時その方が出勤しているわけではないので、1名なので、ほかの業務との兼ね合いもあるので、仮に車両があいていたとしても人員的に足りない。人員がいたとしても車両、バスとかハイエースの関係でうまく調整ができないというようなことで温泉のほうには確認してございます。ですが、町内におきまして、そういうことも当然検討しなければならないなというふうには思っておりますが、冬期間につきましては特に農家地区のほうにつきましては、天候によっては迎えに行ったり、逆にこちらに来ていただいても送ることができないというような状況もありますので、そうなりますと市

街地との不公平さ等も出てきますので、そこら辺いろいろと問題はございますが、そこら辺がクリアできればそういう対応も可能なのかなと思ってございますが、現状としましてはなかなかそういう運行には使えないということで困難だということをご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（田中一典君） 石井議員のご質問に再答弁させていただきます。

ペペル温泉につきましては、前町長は営業マンとして事業所をお回りになったと。非常に努力していた姿を私も今想像させていただきました。私といたしましては、やはり進めるからには中身があるというものを構築して、つまり内側を固めてから外に出ていこうと想着ているところでございます。まず1つは、営業サービス、それから食事の内容、こういうことに関して中で非常に詰めた形で外にやっぱりお披露目できるという形に持っていた中でしか私も自信を持って回ることはできないと思いますので、まずは中を見えない形でございますが、ご意見ということをさせていただいて、ご答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 以上で4番議員、石井喜久男君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をとります。10時30分より再開をいたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時30分

○議長（宮崎 博君） 会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

8番議員、赤藤敏仁君。

○8番（赤藤敏仁君） （登壇） 通告に従い、一般質問させていただきます。

過去に何回か除雪関連で質問をさせていただきました。その中で雪捨て場、堆積場等をふやしていただきました。また、管理強化や防犯対策で除雪車にドライブレコーダーを設置していただきましたが、除雪の技術的問題、助成の考え方には変化、対応はなされていないのは実情であります。

1つ目、町の雪対策について、町道除排雪業務について。去年は、例年になく大雪でしたが、今年は例年より少ないくらいで推移していると思われまます。今年度の雪の状況について、また除排雪業務の出動状況について、また近年の傾向について思っていることでよろしいので、お伺いしたいと思います。

1の2つ目、道路幅員や道路通行利用状況によってなど、道路特性に合った除排雪が必要であると思われることから、苦勞されているとは思われまます、町内の方々からの意見、苦情等はどんなものがあるのか。また、民間業者からでもよろしいので、また対応状況についてお伺いします。

2つ目、これからの屋根雪、間口除雪について。各分野での人員不足は深刻な状況であります。除雪に絞って屋根雪おろし等の作業員の不足、特に熟練の人材不足は問題ないと予測されます。いろいろ対策を考えていく必要があります。現在の民間の力では、そろそろ限界になり、新たな検討が必要に迫られることになっていきますが、町としてどのようにしていけるのか、考えを伺いたいと思います。

2つ目、高齢化により間口除雪の需要がふえていますが、それに対し民間除雪業者の人員不足、除雪機械などの設備増強の対策が必要になってきていますが、民間の力ではなかなか厳しい状況です。商工会の店舗維持には小売店等設備支援事業が辛うじてあるものの、法人や建設機械購入などは除外されています。除雪機の助成や町道除排雪業務の技術的な作業の検討も含めて考えていかなければならないと思いますが、町の考えを伺います。

再質問を留保して終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、建設課長。

○建設課長（西田慎也君） 私のほうから町の雪対策についてご答弁申し上げます。

1つ目の町道除排雪業務についてですが、平成30年度の降雪量は例年、ここでいう例年というのは平成16年から平成25年の10年間の平均降雪量となります。804センチに対し、平成30年度は3月末の見込みで約700センチを見込んでおります。約13%の減、差でいきますと104センチの減となります。最大積雪深については、平成23年2月13日に170センチが最大でしたが、今シーズンは2月14日の120センチが最大となりました。月ごとの降雪量においても、例年に比較し、10%程度、10センチ程度少なくなっております。

次に、除排雪の出動状況についてですが、例年でいきますと、農村部が61回に対し今年度は79回、市街地は41回に対し今年度は47回、排雪については42回に対し24回となっております。近年の傾向といたしましては、過去は11月というのは余り大きな雪が降ることは少なかったのですが、ここ近年でいきますと11月から1メートル降る年も出てきたり、年々積雪の降雪の時期が早まってきている。その分、3月における降雪が少なくなっているというのが、ここ過去10年から近年にかけての雪の降り方の傾向と考えております。

次に、町内の方々からの苦情及び対応状況についてですが、今年度の苦情件数については8件ございました。対応状況については、苦情内容によりまちまちであります。対応可能なものについては即対応しております。

ここで二、三事例のほうを、内容について申し上げます。今年の苦情の内容としましては、町道除雪による道路の損傷ということで、内容としましては除雪によりセンターラインを削っているといった内容がございました。これは、雪の降り始めに、農村部ではありますが、グレーダーをかけたことによってセンターラインを若干削ってしまうということで連絡が入っております。この対応については、春に委託業者が修理するというところで協議をしております。

次に、町道における縁石の破損ということであります。これは、内容としましては間口除雪の業者さんが縁石を破損したという内容の連絡がございました。これも間口除雪を行った業者さんと協議をしまして、雪解け後に修理を行うということで話をしております。

それと、雪が積もっており歩行困難であると。道路に積雪があり歩行困難ということで、これは朝出勤した後に、その後断続的に雪が降ったことによって積雪状態になり、歩行が困難だということで連絡がありました。その件に関しましては、部分的に除雪を行い、対応しております。

それと、西1丁目線のカーブのところが見つらい。これは、西1丁目、道道の交差点から市街地に向かうところのカーブですが、その内側の雪が高く、見通しも悪いと。また、車道も狭くなっているという内容でありました。これは、連絡を受け、すぐにロータリーにより車道拡幅を行い、幅員を確保しております。代表的なものは、以上となります。

続きまして、2つ目のこれからの屋根雪、間口除雪についてですが、近年は建設業界のほか、各分野においても人員が不足している状況にあると思います。本町の建設業界も例外ではないと認識しているところでございます。町民の方々が所有している建築物の屋根の雪おろしについては、高所での作業であることから、専門知識や専門技術を有する専門業者による作業が最善と考えております。現在のところ、行政でできることとしましては、雪おろし作業に伴う事故への注意喚起程度までと考えております。また、建築物の規模にもよりますが、高齢者事業団等でも雪おろし業務を行っておりますので、町民の方々についてはこちらのほうも活用いただければと思います。

次に、間口除雪についてであります。町民の方々が民間業者さんと契約し、玄関から公道までの間の除雪を行い、ある程度雪がたまった時点で排雪を行っていると思います。また、間口除雪ということもあり、路線除雪が終了した後の作業となり、ご苦労されていることと思います。町で行っている路線除雪については、冬期間における生活道路の確保を目的として行っており、間口除雪までは考えておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。また、高齢者のひとり暮らしの方を対象とした福祉除雪サービス事業を行っておりますので、こちらのほうも活用いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

8番議員、赤藤敏仁君。

○8番（赤藤敏仁君） 1つ目の町道除排雪業務についてですが、温暖化なのか寒冷化の影響なのか、私にはなかなかわからないことが多くて、ただ雪が降れば除雪をして、雪がたまれば雪捨てを行うのですが、状況はだんだん変化してきていると感じられます。積雪状況や温度状況も考慮し、より柔軟な対応が必要になってくると考えます。民間業者は、お客さんのニーズに寄り添う形が望ましいということを考えて、除雪の仕方、時間、状況、また暦、正月、成人式とか、またイベント状況、商店街の売り出しとかいろいろと考えて、またその家の法事とか、そういう情報も入ってきますので、少しずつであります。変化

しようとしているが、なかなか進まないのが現状です。町除雪業務も毎年同様に行うものではなく、少し考えていかなければならないと思いますが、どうでしょうか。町の考えを伺いたいと思います。

2つ目、苦情の関係なのですが、なかなか町内の方々は町に対して苦情を言いにくい。一方、民間業者にはいろいろな相談があります。内容は、町に対し言えることもありますが、そうでないこともあります。町の管理者も少し考えていただきたいと思います。今年の出動状況の中で降雪量が少ない。5センチ以下で出動した回数が結構ありました。1つには、12月後半に今月は稼ぎが少ないので、少々の降雪でも出動する等々の声が聞こえてきました。まさかとは思いますが、そんなことがあるのでしょうか。

2つ目に、道路整正の目的で道路拡幅をしているのも目立ちました。再三いろんなところで改善をお願いしましたが、結局きれいに除雪している間口に削った雪をほうり込んでいくようなことはおかしい。何のための除雪なのか。少しは地先のことも考えていただき、もう一つ、また主要機械の変更、グレーダーが走っている路線があるのですが、そうではない路線を走って思いっきり削っていく。全町終わったのですけれども、西1丁目線、2日にわたり2回往復で走っていったのですけれども、何か意味があるのかなと思ったのです。民間業者が朝はねに行って、びっくりするようなことはやめていただきたい。

3つ目、再三お願いしていました北2条のグレーダーの朝の使用はやめていただきたい。一時停止で途切れ途切れの道路を路線内に削った雪をおさめるために行ったり来たり、朝7時半ごろの時間です。北側と南側との雪の量が全然違う、平等ではないと苦情を聞いております。ほかの除雪機は、その時間終了し、スタンドで給油しています。遅い時間になると、8時を超えるのです。もう通勤、通学時間になっていますし、そんな中民間業者は除雪作業をしているのです。町民だけでなく、業者も危険なのです。高齢者の方がボブスレーにごみを積んでステーションまで歩いてくるのです。ごみステーションの除雪をしなければならぬのです。8時から朝の連続ドラマありますね。それを前に一仕事ということで歩いてくるのですけれども、余りに遅いとまんぷくラーメン完成してしまうのです。時間調整と北2条のグレーダーでの除雪をやめることを強くお願いします。

4つ目、北3条道路はコンビニ利用者の方々、朝6時から歩いて、また自動車で購入物に来ています。この道路だけでなく、通行利用状況を考えて、こまめな除排雪を考えていただきたい。苦情が出ているときには、ミニのタイヤショベルが縦に動かない状態です。道路として機能しているのか。この4点について、町の考えを伺いたいと思います。

2つ目、屋根雪おろしの人材不足は、これから問題になってきます。熟練の作業員ですら屋根からの転落でけがします。安全対策はもとより、若手育成に民間事業者も頑張っていますが、全体数が不足している。また、今まで自分で行っていた方が今年から何とかお願いしますと言われることが多くなってきています。また、最近特に多いのが通学通路の雪庇処理です。個人的な話で申しわけないのですけれども、自社の話ですが、朝除雪業務を行い、昼間は雪捨て業務、その合間での屋根雪おろしを行っているのが現状です。労働

時間も大変多くなっております。次年度からは、危険度、作業量、継続年数、除雪業務との連携等を考慮し、徐々に縮小していかざるを得ない。もし屋根雪おろしをできなくなればどうなるのでしょうか。高齢者や女性が無理をして屋根に上って雪をおろすことになりませんか。屋根からの転落、窓からの転落、落雪事故、近隣町では死亡事故がありました。痛ましい事故がありました。重大事故、死亡事故に直結しています。屋根の雪対策、雪どめ施工に助成していくのか、人材育成に助成していくのか、消防団、シルバー人材にお願いするのか、ボランティアを募るのか、また農業の人材不足と対応して連携してでの臨時職員等に対応していくのか、町の考えを伺いたいと思います。

2つ目、間口除雪の関係ですけれども、1番の屋根雪と関連しますが、民間業者の多くは、先ほど建設課長も言われましたように、建設業関係者で仕事の閉鎖期の雇用を目的として行ってきましたが、現在では人材不足はどこも同じで繁忙期も関係ありません。働き方改革での作業時間の制限、土日を休日にしていきますけれども、雪が降れば出勤しなければならない。また、休日でないといけない店舗もあります。また、苦情が来たら出勤しなければなりません。先ほど言ったイベント等の準備もありますが、除雪機械の老朽化、大型化への転換の費用、運転手は辛うじて定年退職者や冬季閉鎖期の経験者がいて何とかなりそうですけれども、機械の購入というのはなかなか厳しいのが現実です。もともと利益はないと言ったら変ですけれども、薄いところ。町除排雪業務とは異なりシーズン契約が多いため、出勤回数、降雪量に比例して利益が減少する。体系が違うのです。今年道道の排雪3回、町道の排雪3回を見込んでの金額設定でありましたが、道道、町道ともに排雪2回ずつ。例年の3分の2の降雪量ならわかりますけれども、先ほど聞かれたように13%、10%程度だ。残りどこへ行ったのですか。その分、業者や地先に負担をかけていませんか。特に道道は、2回目はカット排雪になりました。全く地先や店舗のことを考えているとは思われません。町道はというと、12月末に1回目の排雪を行わない。なら2回目は少し早めるとも行わない。1回目の終了は2月にまたがったはずです。その分、業者や地先に負担をかけていませんか。いつまでも民間の人材や機械が維持できるとは考えられない。人材の確保、また建設業であれば通年雇用に対する助成等、機械の維持への助成等々、どのように考えていられるのか、町の考えを伺いたいと思います。

再々質問を留保して終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、建設課長。

○建設課長（西田慎也君） 私のほうから、赤藤議員の2回目の質問に対して、町の雪対策についての再質問にご答弁申し上げます。

質問にありました雪の降雪状況に合わせた除雪はできないのかという質問ですが、苦情の一つに交差点の見通しが悪く危険であるといったものもありました。そういったことから、今後の課題としまして定期の一斉排雪とは別に積雪状況を見ながら、交通安全上危険な場所については部分排雪を行うようにしていきたいと思います。

苦情については、行政のほうに届いていない苦情もあるということですので、そ

ういった届いていない声もできるだけ拾えるような何か方策を今後考えてまいりたいと思います。例えば除雪に対してのアンケート調査等を実施して、そういった中で町民の方々が実際にどういうふうに除雪に対して要望等があるのか把握していきたいと思います。

それと、10センチ以下のときの降雪で出動しているという状況があるということですが、私の理解しているのは農村部、市街地、それぞれ状況は違うと思います。農村部は降っても、市街地は10センチに満たない場合も、そういった状況もあると思います。そういった中で、農村部だけ走って市街地を走らないという状況、部分的に吹きだまりとかあった場合もございますので、そういったトータルのことを加味して出動をしている状況であります。

それと、北3条のコンビニの通り、道路の狭いところ、今年なんかも排雪というか、雪が高くなってしまっただけで幅員が確保できなかったという事例がありました。その件についても苦情等もいただきましたので、今回については即座にその部分排雪という形で対応はさせていただきます。今後もそういった部分的に交通安全上支障がある場合は、できるだけ対応できるようにはしたいと思いますが、ただ予算も限られている中ではありますので、その辺のバランスを考えながら行っていきたいと思っています。

それと、グレーダーの件です。グレーダーが同じところを2回走っているですとか、そういった内容、把握してなくて申しわけないのですけれども、そういった事例があるのを委託業者さんとも確認をとりまして、そういったことがないような対策を講じられるようにしていきたいと思っています。

また、今言ったトータルのことも鑑みまして、路線除雪についても機械の種類によっては作業の終了時間にばらつきがあるといったことから、路線の割り振りの再検討、または機械の効率化を図ることにより作業時間なるべく同じ時間で終わるような形につながれば委託費の抑制にもつなげていけるのかなど、そういうふうに考えております。

次に、屋根雪の件であります。確かに行政としましてもできることは限られておまして、現段階では個人の建物に対して行政が入って作業するとか、そういった業務はちょっと難しいのかなというふうに考えております。今できることとしましては、町民から問い合わせ等があれば紹介する程度までと考えております。ただ、業者間におきましても、体制づくりについて建設業協会などと協力し、横の連携を図っていただければと、そういったことで人材不足に対する改善を図っていただければと思います。

次に、間口除雪についてでありますけれども、間口除雪について負担軽減を目的としまして排雪を行うことは難しいと考えております。路線除雪で対応できる範疇としましては、交通安全上危険であると判断した場合に排雪を検討したいと思っています。

また、業者さんへの機械等への補助ですとか人材の紹介、そういったことについては今のところ考えてはおりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁終わりました。再々質問ありますか。

(「答弁漏れ。12月後半の稼ぎが少ないときのグレーダーの利用中止の件」の声あり)

○議長(宮崎 博君) グレーダーの中止の件。

○建設課長(西田慎也君) 済みません。先ほどおっしゃっていた稼ぎが少なくてという話ですね。そういったこと、まさかとは思うのですけれども、私もそういったことは聞いたことはないのです、ないと思います。

北2条のグレーダーの件についてなのですけれども、議員おっしゃられるところは状況に合わせた形、例えばグレーダーは幅広く除雪できるものですから、比較的雪少なければ堆積スペースがあればグレーダー走れると思うのですけれども、それがだんだん狭くなってきた場合も出てくると思います。そこにグレーダーが入るのは無理な条件の場合もあるのかなと思います。これも今後の課題なのですけれども、委託業者のほうと協議をしまして、そういった効率的な機械の運用が少しでも図れるようには協議したいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長(宮崎 博君) 再々質問ありますか。

8番議員、赤藤敏仁君。

○8番(赤藤敏仁君) なかなか技術的なことで強く言ってしまったのはあれなのですけれども、大変住民の方も業者も、また除雪委託業者も朝早く起きて頑張っているところがありますので、検討をいろいろとお互いにしていただきたいと思いますけれども、民間業者は除雪機械には、当たり前のことなのですけれども、保険を掛けています。屋根雪おろしには、業務上による修繕費の保険も掛けています。作業員には労災保険、労災上乗せ保険、その他民間保険に加入しています。金額もばかになりません。これ、もし対応していなかったらどうなると思いますか。機械、お金で解決できますけれども、人材はそうはいきません。何か重大事故があれば、業者もただで済みません。そのような中で頑張っている状況であります。除雪の作業金額の増額は、高齢化社会の中、また疲弊している商店を考えるとなかなか難しい問題です。町として間口除雪、屋根雪おろしに個人や店舗に助成していくのか。また、民間業者に対して助成していくのか。小規模店舗、設備、支援事業を拡充していくのか。民間業者に対して何かしら助成等を考えて検討していかなければ、リスクの多い順で縮小は考えられます。いずれは、撤退もあります。朝早く起きて除雪を行う方々、また自分で頑張っている方、利用者、業者、これは皆さん町民であります。町長として、これは所管をまたぐ話になりますけれども、町長としての考えを伺い、私の質問を終わります。

以上です。

○議長(宮崎 博君) 答弁、町長。

○町長(田中一典君) ただいま赤藤議員さんからいただきました町の雪対策について、再々質問にご答弁をさせていただきます。

1つ目には、降雪量は確かに例年より少なくなっておりました。しかし、農村部において吹き込みの多く出勤回数、そして町場の中との格差をなくすための出勤と私も伺っております。実際に前年度と比較しますと、労務費は4.8%の上昇、燃料費は23%の上昇、機械の損料、修理とかは15%上昇しております。この2つの要因により、予算をやはりある程度超えてしまったという形で、積雪とはまた別の要因で動いた経緯もございます。先ほど耳に入った12月末に云々というお話でございますが、それは感情的な問題もございますし、担当課のほうでそれは調査もさせていただくと思います。

しかしながら、現状私たちの町もこの予算、限界ぎりぎりの中で民間業者、それから町民の方たちの除排雪のご理解のもと動いてきているわけでございます。先ほど赤藤議員がおっしゃいました機械に対する、それから労賃に対する、いろんな保険に対する投資、それが安いものではないということは重々承知しておりますし、それらを私たちの財政の中でどの程度支えることができるのかも検討項目としてきょういただいたということでご答弁をさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 以上で8番議員、赤藤敏仁君の一般質問を終わります。

次に、3番議員、渡辺倫代君。

○3番（渡辺倫代君） （登壇） 通告に従い、質問いたします。

31年度は、新しい事業として賃貸住宅を建設する事業者、法人と個人に対して建設費用の一部を助成することが予算計上されております。先ほど来、この定住促進賃貸住宅事業の定住促進についての助成、質問がございましたが、私はこの建設費用の助成というハード面への助成とあわせて、住む人への家賃助成をあわせて考える必要があると考えます。この新たな定住促進賃貸住宅建設事業の募集要項案の事業目的を読みますと、優良な賃貸住宅の建設を促進し、住宅の増加と住環境の向上を図るとあります。人口の増加を図るといことは、建物には人が住んでいただかなければなりません。現在妹背牛町にある既存の民間賃貸住宅も含め一定の条件を設けることは当然ではありますが、それら民間賃貸住宅への町外から移住され、妹背牛に新たに定住される方へ、町内就業者はもとより、町外就業者であっても家賃の助成を行うことが重要であり、この件は行財政等調査特別委員会に建設費用の助成が上がってまいりましたときに私以外の議員の方からも家賃助成への意見が出ておりました。内外に対して、妹背牛の本気度を示すアピールになりますし、人口の増加につながると考えます。この家賃助成の制度に関して、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

再質問を留保し、終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 私のほうから議員ご質問の町内就業者定住促進家賃助成についてご答弁申し上げます。

まず、本町においては家賃助成は実施してございません。移住、定住促進対策に関しましては、先ほど申し上げましたが、平成31年度、まずは民間賃貸住宅建設に対する補助

を行い、住宅環境、ハード面を整備してから、議員おっしゃるような家賃助成などのソフト事業に着手したいというふうに考えてございます。

現状では、支援、助成の有無にかかわらず、妹背牛町に住みたいという方が多数いらっしゃいます。まずは、その方々の移住を図った後、さらなる移住、定住促進のため、先ほど議員おっしゃいましたが、町外から町内に転居し、賃貸住宅に入居し、町内の企業に就業、または就農した方に対する家賃助成ですとか、さらには町外から新婚世帯や子育て世帯が引っ越してくる場合の引っ越し費用の助成、これらの新しい施策も必要だというふうに考えてございます。

また、昨年の6月定例会において広田議員もおっしゃっていましたが、この定住促進民間賃貸住宅につきましても長期的に安定的な入居者を担保するためにも、このような移住、定住、子育て支援を包括的に組むことが必要だというふうにも考えてございます。

これらのことは、今後平成32年度からスタートする総合振興計画並びに総合戦略を策定する中で既存の事業の検証、見直し、廃止を含めまして行いつつ、新たな施策についても協議、検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

3番議員、渡辺倫代君。

○3番（渡辺倫代君） まず、この件に関して考えているというご答弁でございました。検討を加えていき、まずはハード面の助成を行い、後にソフト面の助成を行うように検討していきたいということでしたが、検討するということは、例えばどんな一般質問でも行政の方が切り抜ける答弁のやり方という本がございまして、私はそれを読ませていただきました。どういう答弁なさるのかなと思って読ませていただいたのですが、検討したいということは期限を切ってその件に答えなければならないと書いてございました。ですので、まずはとおっしゃいましたが、いずれ行うのであれば、やはりインパクトの強い効果的に行うほうがよいと思います。

今企画振興課長のほうは、具体的なお答えではなかったのですが、例えば既に賃貸住宅家賃の助成を行っている自治体を調べてみますと、空知管内、賃貸助成の対象となる条件も当然必要となってまいります。例えばですが、幾ら他町村からの移住であることが条件ではありますが、例えば国家公務員や地方公務員などは対象外となっているのが普通でございます。なので、例えば40歳以下の若者であるとか、18歳未満の子供を扶養しているという条件をつけた場合、そう多くない人が対象になるのでないかと思います。若者の単身者はもとより、若者世代、そして子育て世代に特化して対象を絞って明確な事業の意味が効果的にあらわれるように今後検討していただきたいと思います。

それで、31年度新築予定の定住促進住宅のみならず、我が町には、妹背牛町には今までも賃貸住宅がございまして、そこにあきがあれば、町外からの転入の方に使ってもらえるように、早急に新規の家賃助成事業の要綱や申請書類の様式を整えて、夏ぐらいに

は事前に申し込みをアピールするとか、年明けにはもう申し込みを受けられるように。新しい住宅に関しては来年度からになると思いますが、もう既に妹背牛には賃貸住宅があるわけですから、そういうことも検討していただきたいと思います。妹背牛の民間アパートの金額も全部妹背牛のホームページには載っておりますので、そういうところから助成をするお金の金額も大体策定できるのではないかと思います。空知で行っているところは、やはり少ないです。ある市は、若者世帯、月7,500円、単身世帯で5,000円、空知のある町は40歳未満単身で6,000円、40歳未満世帯で9,000円、18歳以下の子を持つ子育て世帯が1万2,000円。先ほど渡会議員から現金での助成というのがございました。この町は、家賃助成の2分の1を町の商工会議所商品券、残りを現金というふうにうたっております。この家賃助成について、やはりほかの町から来ていただくときに半分現金というのはとてもインパクトがあることだと思います。そういうことを並行して考えながら、いずれということではなく、両輪で考えていただきたいというのが今回一般質問させていただく大きな理由でございます。夏ぐらいには、定住促進賃貸助成交付要綱などが整えられて、この案件が行政調査特別委員会の議題となって上がってきて、私どもと議論される日が近いことを願っています。いかがでしょうか。

再々質問を留保して質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 渡辺議員の再質問に対してご答弁申し上げます。

時期につきましては、私の説明の仕方がまずかったのかもしれないのですが、いずれともいいいますか、先ほど言いましたとおり総合振興計画並びに総合戦略が平成32年度ということで、それを目指してということで、具体的には平成31年度中に内容を精査して、再来年度の実施を目指したいというふうに考えてございます。

今お話ありましたように、空知管内では既に家賃助成をやっているところがありまして、具体的には赤平市、三笠市、滝川市、上砂川町、長沼町、秩父別町が既に実施してございます。議員おっしゃるとおり、助成対象はばらばらで、例えば移住者全てを対象にしているところですか、年齢制限を設けているところ、新婚世帯、子育て世代のみ対象としているところ、指定したアパートへ入居した場合のみ対象とするなど、市、町によって内容が大きく異なっております。

また、本町におきましても、まずは住宅、ハード面の整備という部分に関しましては、実際本町に住みたいという方がいらっしゃるのですが、あきがないという。それにつきましては、民間アパートを含めてあきがないということでございます。日々状況は変わっていることとは思いますが、私が把握した中では民間もあきがなく、住宅もないということで、まずはという形で民間住宅を整備したいという流れになってございます。民間アパートへの、既に入居されている方につきましても調べますと、町職員を除きますと民間アパートに28世帯ほど現在住まわれておりますし、先ほど家賃助成の対象として就農という部分も当然対象としたいというふうに考えてございます。ここ最近5年間の新規就農者に

つきましても、調べますと13名ほどおります。そのあたりを鑑みまして、今後移住、定住促進のためにどういった支援がいいのか、より効果的なインパクトのある方策を探っていき、繰り返しになりますが、第9次の総合振興計画や第2期の総合戦略の中で協議してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

3番議員、渡辺倫代君。

○3番（渡辺倫代君） それでは、再々質問で町長に伺いたいと存じます。

先ほど企画振興課長がお答えいただきましたが、建物をハード面とすると、やっぱり家賃助成のソフト面というのが施策として重要だと思います。国からの補助が受けられた機関に今回予算計上されている建設する事業者に対しての建設費の一部を補助するという定住促進賃貸住宅建設事業が行われていたのであれば、大きな市のベッドタウンでもない限り、アパートの数は需要と供給のバランスがとれて、ひとまず一区切りがついたころであると思います。現に空知でももう3年間でアパートの事業を終了した自治体もございます。両方を町単費で行うのは大変厳しいことですし、ハードルも高いと思いますが、出おけている分、両輪で事業を進めて、アピールも両方で効果を上げていっていただきたいと思っています。

例えば、本当に例えばで申しわけないのですが、近隣の町長さんの名刺でございます。町長、見ていただけますか。済みません。これを拡大コピーしたものがこれでございます。これは、2つ折りですので、お名前の名刺いただきますと、ちょうどいただいた裏側がここになるわけで、こういう拡大コピーになります。それで、ここに定住、移住策、まるでスマホの割引の広告のように、例えば今回妹背牛でもやりますアパート新築支援、1棟当たり最大1,000万円とかと書いてあるわけです。妹背牛の場合、例えば町長がこういうような名刺をつくってくださいと私は申し上げているのではなくて、アピール度がやはり……。妹背牛の場合は、今度上がってきている金額が1,800万ですね。ですから、アパート新築支援に1棟当たり最大1,800万円と書けると思います。この下に、この町では家賃の助成は行っておりません。ですから、書けないのですが、妹背牛の場合、もしやり始めたときには、この下に家賃助成最大1万円とか1万2,000円とか書けます。ホームページを見てみますと、この町はホームページに行くとき大変わかりづらくて、このインパクトの強さとホームページのすごくギャップがあったのですが、こういうのをアピールとして使っていくというのも一つの手ではないかと私は思います。やはり名刺をいただいたときに裏というのは必ず見ますし、先ほど申し上げましたようにスマホの割引広告のような書き方をなさっておられました。出おけている分、そうやってやっていただきたいと思うのと、先ほど町長の執行方針の中に子育て、若者の世代に対してたくさん助成がありますし、たくさん負担の軽減策が上げられておりました。進めていっていただきたい支援の中に家賃助成を、子育てと若者世代に特化してでも早急にやっ

ていただきたいと思います。妹背牛の本気度を考えた町長の施策を望んでいるところですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） 渡辺議員さんからの再々質問に答弁をさせていただきます。

基本的に出おくれた、出おくれないということの状況ではなく、現状この町に住みたい、実際住もうとしている人数を把握しております。そこに対して、まずはハード面の整備をしていかなければいけないということで、需要予測をして、これから呼び込もうという一つの投機的な戦略としてまだ掲げる状況では今のところございませんでした。先ほど担当の課長から申しあげましたように、今年度中にハードができた後の流れを策定していく予定でございます。皆さんからの、先ほどの名刺の宣伝も考慮いたしまして、その作戦をこれから立てていく状況でございます。

ただ、両輪といいましても、まずはハード面の整備をさせていただいた後で、後でというのは夏から来年に向けて準備をしていきたいと。これは、両面から攻めていくのですけれども、時間差がどうしても出てしまうものでございます。そのところを加味いたしまして、ご答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 以上で3番議員、渡辺倫代君の一般質問を終わります。

続いて、2番議員、佐田恵治君。

○2番（佐田恵治君） （登壇） まず、前段に昨日、3月11日、きのうからきょうにかけて新聞やテレビでさまざまな報道が行われました東日本大震災から8年目、私は震災時、7月にボランティアで気仙沼に駆けつけました。初めて見た光景は、この世のものとは思えないような状況でした。北海道でも胆振地域の地震があり、今、日本国中が何があっても不思議でないという状況にあります。被災に遭われた方に心からお見舞い、そして一刻も早い復興を心からこの場所で願うものであります。今年の正月にボランティアで知り合った、被災された方からうれしい一報がありました。家を新築したので、近くに来たらずひお寄りいただきたい、こういう復興への足音も聞こえてきました。私は、行政として一層の防災体制の構築が求められているのではないかとという点で行政に強く望むものであります。

それでは、質問に移らせていただきます。第1に、2019年度予算について伺いたいと思います。1月25日から開催され、2月1日で終わりました町政懇談会で、町長のほうから予算の概要や思い、お話あり、また道新の空知版、北空知新聞でも予算の概要が報道されました。北海道新聞では、2018年度比9.4%減の予算と。移住、定住促進住宅建設、また田中町長はこの記事の中で農業情勢に限らず、移住対策も含めた住みよいまちづくりの初年度にしたいという記事が載っていました。また、北空知新聞でもベトナム語の通訳のできる地域協力隊員を採用するとの記事も、そして東京圏から妹背牛へのUターンを希望する人の支援事業100万円をとという記事がありました。田中町長として、2019年度予算について、町民の暮らしを守る立場から何に重点を置き予算編成をされた

のかを、まず1点目にお伺いしたいと思います。

2点目に、町民生活に密着した予算、町民の中にはかつてあったさまざまな福祉予算が復活されていない等々意見が寄せられます。こういう点でこういう町民の要望をどう予算に反映させようとして努力なさったのかも2点目に伺いたいと思います。

3点目は、12月の定例会で質問しましたが、町長選挙時の公約の実現、これは当然予算が伴うものであります。この一般質問の中で町長は、北海道新聞にも空知版に載りましたが、パーセンテージを提示して1年目で15%、2年目で30%という記事が、答弁がありました。お伺いしたいと思います。今度の予算で町長は何%の公約の反映をしたのか、お伺いしたいと思います。

2点目の質問は、町政懇談会についてお伺いしたいと思います。1月25日から2月1日まで、本当にご苦労さまでした。各町内会で開催され、事前に町民に資料も配付され、町民の方々の関心も高いものがあったと思います。町民の声を行政として直接しっかり聞く場が妹背牛の場合は町政懇談会、ある町では町内会の会合に町長みずからが出席して、そこで直接町民の声を聞くということを努力されている町長さんもいらっしゃいますが、妹背牛の場合はこの間、町政懇談会がその主な場所になっております。私は、行政というのは、国は国民があり、道は道民があり、町は町民がいるからこそ行政が成り立っている。このことは、当たり前のことだと思います。私も1区の町民会館の町政懇談会に参加しました。率直なところ、昨年と比べて参加者が少ないように感じました。

お伺いしたいと思います。第1に、昨年度と比べて参加者数はどうであったのでしょうか、お答え願いたいと思います。

2点目は、各会場で町民の方々の貴重なご意見、またご要望が出されたと思います。行政のほうで取り入れる、検討するご意見や要望はあったのかどうかもあわせてお伺いしたいと思います。

3点目に、町民会館の懇談会終了時に参加者の方と歩きながら、さまざまなお話をしました。1区の場合は、住民の数から、またさまざまな昼間働いている方、高齢者の方、さまざまな方がいる中で、場所や時間を検討したほうがいいのではないのでしょうかというご意見もいただきました。ぜひその点で、検討する点でどうでしょうか。ぜひお考えを伺いたいと思います。

また、最後に、来年度に向けた改善点はどのように考えているのか。その点があればお聞かせ願いたいと思います。

3点目に、温泉ペペルの問題についてであります。温泉ペペルは、先ほども議員の質問の中で出ている振興公社です。社長は田中町長ということで、副町長の答弁では利益集団ではないと。ちょんちょんがいいのだというお話もありました。私も振興公社とはそういうものではないかと思います。この間、前寺崎町長のときも私は一般質問でこの問題を取り上げました。日本は法治国家です。さまざまな法律があって、それに従って国民の生活、また町民も生活を守られているのです。違反すれば罰せられます。そういう中で、地方自

自治体は住民の暮らし、安全、その先頭に立たなければならない。そして、法律を遵守することが義務づけられています。温泉ペペルでのサウナの敷きマットをボイラー室で乾燥させる。そして、消防が来ると隠しなさいと言われる。消防法違反です。また、あそこで働いている方、2階に行く階段の下の物置のようなところに休憩室があります。これは、明確に労働安全衛生法違反です。ちゃんと働く人には、しっかりと休憩できて、そして健康的にも安全なところを確保しなければならない。これが労働安全衛生法という。この間、この問題で取り上げて、前中山副町長の答弁では検討させていただきますという答弁でした。また、田中町長は予算が伴うので検討させていただきたいと答弁いただきました。それで、お伺いしたいと思います。どのように検討され、こういう法律違反をどうする気なのか。自治体として放置していくのか。ぜひお聞かせ願いたいと思います。

4つ目は、人口減少対策についてであります。皆さんも北海道新聞とっている方は1月19日付の空知版に空知管内20市町の2018年度の12月末時点での住民基本台帳に基づいた人口減少についてという記事が載りました。多くの自治体は、人口減への効果的な対策を見出すことができないでいます。24の市町のうち、22市町で1年間の転出者が転入者を上回る社会減少が顕著になっていると記されていました。一方、この記事の中で地道な移住対策、定住対策で企業による外国人技能実習生の受け入れ拡大で減少幅が縮小したところもある。これは、妹背牛だと思ふのです。また、全20市町で人口が前年を下回り、1年間の死者数が出生者を上回る自然減となっていると、人口減に歯どめがかからない状況だと、浮き彫りにという記事です。この対策として、自治体の取り組みが記されていました。長沼町では、地域協力隊のメンバーを移住対策の担当として首都圏、関西圏へ、そこに長沼町から情報発信する。そして、近くの秩父別町、2年連続社会増となった。秩父別町では、町内で住宅を新築した人に一律100万円を補助する。定住促進策、これと同時に子供たちがいる世帯の定住、これを重視して、屋外の大型遊戯場の開設、これなどを目玉として取り上げた。それぞれの自治体が懸命な人口増加策を模索しながら展開しています。妹背牛でもそのようにお話しされて、町長の執行方針の中でもお話しされていますが、お伺いしたいのは妹背牛町のここ数年の人口動態、どのようになっているかというのをお聞かせ願いたいと思います。

2つ目に、行政もさまざまな努力をなさっていると思いますが、本町の移住、定住対策は先ほどお話いろいろありましたが、その他で、先ほど話された以外で移住、定住対策が取り組まれているのかどうかもあわせてお伺いしたいと思います。

再質問を留保して終わります。

○議長（宮崎 博君） ここで昼食のためしばらく休憩をしたいと思います。なお、午後は1時30分より再開をしたいと思います。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時30分

○議長（宮崎 博君） 会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。

初めに、佐田恵治君への答弁から始めます。

町長。

○町長（田中一典君） 佐田議員さんからの1番目の質問についてご答弁を申し上げます。

2019年度予算についての特徴と町民生活へのかかわりについて、また町長選挙公約をどのように反映しているか示されたいということでございます。

まず、昨年北海道を襲いました豪雨災害、大したことはなかったということですが、これは守られた中で大したことがなかったということでございます。これと地震による災害、1つはブラックアウト、これらのことを優先的に今年度テーマとして取り組むことで、防災、減災のまちづくりの中に大きな布石を打っていきたいと思っております。しかしながら、例えば自家発電機に関してはまだ国の補助がはっきりしたものはございませんし、私たちのまずできるものとしてスタートしたのは、今回1,408万円を上程しております防災拠点での公衆無線LANの整備による、そこに逃げてきた方の情報確保をまず図っていこうということで予算化を上程しております。

次に、妹背牛町の町の中で今36名のベトナムからの就労者の方が働いてくれております。彼らが病院あるいは歯医者、いろんなところに行かれるときに日本語が不自由なために治療をうまく受けられないと、そういう状況、あるいは日本語の勉強などをサポートする役目の地域おこし協力隊員を1名、3名募集している中で1名を確保したいということで今動いております。これに1,544万円。あとの2名は、今までの地域おこし協力隊員がやってきてくれました、ふるさと納税の返礼品の作業、それから地域の特産品の掘り起こし、トマトジュースなど、いろんな作業がございますし、それらにまた携わっていただきたいということで3名の募集を行っております。それから、4月より3歳児以上の保育料を第1子から半額助成を開始し、子育て支援に手を打っていきたいと思っております。また、地域優良賃貸住宅の建設を1棟2戸、それから町内にアパートを建設する事業者に対し定住促進賃貸住宅建設事業助成金、最大1,800万円を計上し、移住、定住対策に力を入れていきたいと思っております。これらの中におきます選挙公約からの反映といたしましては、子育て、それから地域に移住、定住を行う流れの中で私は実施しているものと思っております。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 私のほうから、議員2つ目のご質問の町政懇談会についてご答弁申し上げます。

まずは、町政懇談会につきましては多くの方にご出席いただき、誠にありがとうございました。そこで、参加者数ですが、昨年が全体で229人、今年が184人と45人減少

してございます。人口に対する割合としましては、昨年が7.6%、近年では非常に高い参加率でございました。本年につきましては、天候が非常に悪かったということが影響しまして、6.2%ということでございます。近年最も高かった昨年と比較しますと、少し少ないように感じますが、平成20年度から29年度までの10年間の平均で見ますと、人口に対する割合としては6.14%ということ、本年6.1%ということ、例年どおりの参加率であったというふうには考えてございます。

次に、行政が取り入れる意見、要望についてということでございますが、先般の町政懇談会でいただいたご質問、ご意見、ご要望は140項目ほどございました。全ての内容を整理した上で担当課に依頼し、すぐに対応できる案件につきましては対応済みであり、予算が関係するものにつきましては新年度、平成31年度に計上しているもの。また、今後検討した中で実施が可能なものにつきましては、平成32年度以降に対応したいというふうに考えてございます。

また、改善点としましては、今年の区長会議の中で全町を対象に町民会館1回の開催でよいのではないかとというようなご意見もいただきました。過去には妹背牛温泉ペペルで入館料を無料にして開催しているという経緯もございますし、市街地区と農家地区の2日間での開催もやったことがございます。また、全町を対象として1日限りの開催も過去にはございまして、いろいろな形で実施してまいりましたが、逆にその際参加率のほうが落ちてしまいました。現在の区単位での開催ということで、その後参加率が戻っているというような経緯もございます。来年の実施方法につきましては、既に区ごとに開催する方式を続けていただきたいという旨、一部の区から要望がございますので、今年同様の形での開催を考えてございます。ただし、数カ所から毎年午前中の開催となるために開催順番を変更してほしい旨の要望もございましたので、その順番につきましては工夫したいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 副町長。

○副町長（廣瀬長留次君） それでは、私のほうからは3番目の温泉ペペルについてご答弁申し上げます。

本件につきましては、一昨年6月、そして昨年3月の定例会においてご質問をいただき、その中で労働安全衛生法違反、消防法違反と強く指摘を受けたものであることを私も過去の議事録で確認をさせていただいたところでございます。あつてはならぬ行政の法令違反とのご指摘でありますので、少々答弁が長くなるかもしれませんが、ご了承願いたいと思います。

まず、清掃業務に携わる委託業者職員の休憩所の設置についてですが、このことについては議員もご承知のことと思いますが、労働安全衛生規則第613条、ですから労働安全衛生法の実施規定となります。613条において、事業者は、有効に利用することのできる休憩の設備を設けるように努めなければならないと規定されております。努力義務とし

ての休憩設備の設置であります。これにつきましては公社自体は努力義務ではありつつも、1階の事務室の東側とレストラン裏口を入ったところに職員の休憩所を設けております。議員ご指摘の清掃業務に携わる委託事業者職員の休憩所については、先ほどの規則第613条にも規定されておりますとおり、受託している事業者、ですから元方事業者となりますが、その設置に努めるべきであると。公社、そして町が法令違反をしているといったことは決してないということをご強く申し上げておきたいと思っております。清掃業務を受託する事業者においては、ペペル温泉内が現場であり、現在の休憩設備は公社が場所の提供を依頼された中で、当時空きスペースはここしかないといったことで提供をさせていただいたものであります。一昨年の6月定例会一般質問の中で議員から清掃業務従事者の声ということで労働安全衛生法上、休憩室とは言えるところではないとの指摘を受け、その後、これは先ほどのご質問あったとおり、中山前副町長のときだったのですが、その後広さ6畳を超える新たなスペースの提供をお諮りさせていただきましたが、事業主さんからは使い勝手のよい現状のままでということですから、今の2階に上がる階段の下、現状のままでといったことで今に至っております。公社としては、現有建物の間取り上、これ以上スペースの確保は難しく、受託事業者さんがどうしても新たに休憩所の提供をと求められるのであれば、現行公社職員が使用しております休憩室を共同利用していただくものしかないものと考えております。いずれにいたしましても、受託事業者従業員の休憩所については、労働安全衛生規則上の努力義務として受託事業者がその設置に努めなければならないと、公社は求めに対しその場所の提供に配慮するものであり、再三の法令違反とのご指摘は全く当たらないものであることを申し述べ、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、消防法違反と指摘をいただいておりますボイラー室での洗濯物の乾燥の件ですが、まず最初にご指摘の場所はボイラー室ではございません。機械室という名称でございます。ボイラー2基だけある部屋ではなくて、そこには貯水槽、貯湯槽、配管等々が配備されております。この機械室での洗濯物の乾燥は、委員ご指摘のとおり事実であります。室内の空間を利用し、物干しざおにタオルをかけ、乾燥させるといった状況であります。ボイラー2基が稼働しておりますので、可燃物である洗濯物を干し、乾燥させるといったことは余り好ましくないとは思いますが、だからといってそれが議員ご指摘の消防法違反となるものではありません。ほかに乾燥させる場所が少ないことや、仮に乾燥機を購入したとしても、その設置場所がないといった事情により、洗濯機3台を配置している機械室でも乾燥しなければならない状況になっております。この状態が消防法に抵触するといえますか、違反となるかどうかであります。消防法第9条に火を使用する設備、ボイラーの設置位置等の規定がありまして、これに関する火災予防上のための必要な事項は市町村条例により定めることとなっております。この法規定により、深川地区消防組合火災予防条例が制定されており、その第6条において、ボイラーの位置及び管理の基準が規定され、可燃性の物品からの距離、これは離隔距離といいますが、ボイラー周辺の整理及び清掃に努めることとなっております。火災予防のため、これら条例での基準が適正に守られているかど

うかといったことで、毎年春と秋、消防職員による抜き打ちでの立入検査、査察が実施されております。その結果は口頭指導で、指導内容はボイラーが稼働しているがゆえに可燃物をはじめ、室内は常に整理整頓すべきというものであります。査察において確たる条例違反という判断に至れば、即いついつまでに改善せよという命令が出されることとなっております。火災予防条例第3条においては、ボイラーの管理基準が規定されており、周囲は常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに……みだりにですから、でたらめにとという解釈もよろしいかと思えます。みだりに放置……放置ですから、これは手をつけなくて捨てるという理解をされてもいいかと思えますが、しないこととなっております。これに照らし、適切な管理のもと洗濯物を干すことが直接条例違反には結びつくものではないと考えております。しかし、可燃物であることは間違いなく、その管理については今後も徹底してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、この洗濯乾燥の件に関しましては、過去の答弁でも申し上げましたとおり、今後の施設改修に合わせ、洗濯乾燥室なるものの設置が可能かどうか前向きに検討させていただきたく、しばしのお時間を頂戴したいことをお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） それでは、私のほうから4つ目のご質問の人口減少対策についてご答弁申し上げます。

この間の人口動態の経過と今後の人口動態の想定、移住、定住対策を示されたいとのご質問でございますが、住民基本台帳の人口でここ二、三年の自然増減を考えますと、年間に死亡数で50人前後減少しているのに対しまして、出生率が10人前後で推移しており、差し引きますと40人ほどの自然減となっております。また、社会増減で見ますと、転出が90人前後に対しまして、転入が50人前後であるため、こちらも差し引きますと40人程度の社会減となりまして、年間でいいますと80人程度が減少していることとなっております。

次に、今後の人口動態の想定としましては、現在第9次総合振興計画を策定する上で国立社会保障人口問題研究所、略しまして社人研といたしますが、こちらの推計値を参考としており、国勢調査による数値をもとに将来の生存率、生存率は自然増減といたします。純移動率につきましては社会増減ということで、こちらを用いて推計した結果でありまして、本町としましては出生率の減少に伴い転出数も減少、あわせて転入数も減少傾向にあるということから、全体としましては減少人数は少なくなっているということがございます。しかし、少子高齢化が進み、五、六年後には2人に1人が65歳以上となる推計が示されていることから、人口減少対策のうち特に少子化対策が急務となっております。切れ目のない子育て支援を行い、子育て世代が住みやすい環境づくりを進めていく必要があると考えてございます。

また、移住、定住対策につきましては、現在妹背牛町に住みたくても住宅がないということで、ほかの町に居住している方が多くいるという現状から、需要と供給のバランスを

保ち、町内に移住、定住を取り込む施策として、先ほど来から話題に出てございます31年度に定住促進賃貸住宅建設に対する補助事業につきまして実施いたしまして、早急に住宅確保を図りたいと考えてございます。それに合わせまして、新築住宅の支援ですとか中古住宅の購入支援、町有地の分譲なども継続して実施していく考えでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

2番議員、佐田恵治君。

○2番（佐田恵治君） 1点目の町長の答弁についてご質問をしたいと思います。

まず、きょうの道新の空知版でも妹背牛の記事が載っていました。努力なさっているというのは答弁いただいたのですが、12月の定例会で私はどう実現していくのでしょうかという質問をした中で、今かなり努力されたというご答弁が返ってきたのですが、パーセンテージで出しましたよね。答弁なさったのです。ご存じかどうか分からないのですが、1年に15%、2年目で30%、最後は60%だろうと。そういう点で、そのことを揚げ足取りな質問はしたくないのですが、今回何%ぐらいの自分の公約の実現なのでしょうか。町民の方も、この間も議会始まるのですね、始まりますよと。町長選挙で本当に僅少差で当選なさって、その判断は町民の判断、何だったのでしょうかということなのです。やっぱり期待したのです、公約。あれだけの膨大な公約、膨大という言葉は適切かどうか分かりませんが、そこに期待したわけです。それがやっぱり実質、町長になられてどうしていくかということをお前は町民の率直な疑問や気持ちではないかなと思います。この点で、今の状況というか、どうなのかというのを答弁いただければと思います。

あと2番目の町政懇談会については、次年度はまた各区を回ると。昼間と夜をかえてほしいという意見、ご要望もあったということで、1区で1カ所もかつてやったと。それで、1区が一番住民数というのが多いわけです、住んでいる方々が。この人たちがどれだけこの町政懇談会に出席していただけるような検討というか、模索が必要ではないかと思うのです。その点で、お話を聞くとお聞きすると、1区から11区で各区でアンバランスがかなりあるということもお聞きしました。そういう点で、あえてあれなのですが、私も1区に住んでいるので、町民会館のあれをもっと検討してはどうかと思うので、この点で検討する余地があるのかどうかというのをぜひお聞かせ願いたいと思います。

3番目の温泉ペペルについて、副町長のほうから条例も含め、労働安全衛生法の条文も入れてご答弁いただきました。ただ、今あそこの清掃をやっている人たちが町から委託されているのです。今委託されてやっていると、そこで働いていると。その労働者の労働実態は、うちと関係ありませんよとならないのです。皆さんもご存じの、新聞なんかでも下請の人たちが事故で亡くなる。元請に管理はどうなったのですかと来るわけです。僕は、なぜそれが大事かといったら、あそこはやっぱりいろんな方が出入りするのです。そして、お風呂に行かれた方、あそこ縦の何か、ちょっと見えないふうにして出入りしていると。あれは、どうなのでしょう。お話聞いたら、かつて休憩室は一緒だったらしいのです。

どちらなのか、事務のほうだと思うのですが、あそこに移動したと。その経過なんか、どうしてそうなったのかというのを僕お聞きしたいし、本来休憩所というのは、きっちり安心して昼食をとったり、ちょっとした休憩もとれるようなことを保障しなければならないというのは労働安全衛生法の基本なのです。ぜひこれを改善して、違反でないとか、さっき副町長のお話ありましたが、私もしかるべきところに行って全部それは検証します。これが実際どうなのかというのを。それで、違反でないというのなら、それはそれで私のほうであえて反論しませんが、ただ元請は振興公社ですから、そして行政はそこで働く人たちの労働の安全だとか健康だとかと配慮しなければならないのです。それと、ボイラー室の件の話、かなり私も勉強になりました。ただ、あそこに消防の人が査察に入ると、そういうかけているものを隠しなさいと言われるというのです。それは、ちょっと僕はおかしいのではないかなと思う。何も違反でなければ隠すこともないし、隠すというか、撤去しなさいということをお聞きしたのです。そういう事実があるかどうかというのを確認していただいて、やっぱりあそこはいろんな人が入るわけです。火事でもなると大変なこと。ならないのが一番いいのですが、火災でも起こしたら妹背牛は大変な状況になると思います。

あと、人口減少対策についてお聞きしたいのは、東京圏、町長の答弁でなかったのですが、100万円予算。それで、僕は東京に友達いまして、札幌にも兄貴や弟いるので、札幌会にも何か行っていたのだよという話を聞いたのですが、一体今妹背牛の東京会、札幌会、一体どういう状況になっているのか。それで、この間も私札幌へ用事がありまして行きましたら、ちょうど妹背牛出身の方と会って、あと四、五年で退職なのです。そうしたら、妹背牛行って住みたいよと言うのです。やっぱり一番人口が集中している東京や関西圏や札幌なんか妹背牛の方いると思うのです。そこに妹背牛の魅力だとか情報を発信していく必要あるのでないかと思います。そういう点での考えを、1つは東京会だとか札幌会がどうなっているのか。それと、そういうところに呼びかけてはどうかという点で答弁いただければと思います。

再々質問を留保して終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） 1番目の私自身の公約がどのように反映しているか、何%かとお聞きになりました。

私、12月に多分15%ずつという言葉を使いましたけれども、それは一歩ずつという意味の一つの比喩表現ととっていただければと思います。現状は、やはり私たちの町が今まで働く人たちの、ある程度の給料を持っている人たちのアパートが基本的に足りなかったと。そこにまず注力することと、それから現状子育て世代の人たちが住んでいただきながら、そして子供の数もふやしていきたい。そういう中で、まずはハード事業に赴きたいという流れでございます。15%といった言葉、一歩ずつということで聞いていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） それでは、私のほうから町政懇談会についてご答弁申し上げます。

開催に関する模索というのは、先ほど質問のときの答弁でもお話ししましたが、再三でございます。ですが、数字的には結果というのはあらわれていないのかもしれませんが、あらゆる手だてというか手法しておりますが、天候の影響が一番大きいこともございますし、数字にあらわれていないということで、正直手を尽くしているところでございます。

また、1区の町政懇談会についてのお話もございましたが、私としましては1区のみ重点を置くという考えは全くございませぬし、当然農家のほうとも同じ形で対応に当たっていきたいというふうに考えてございますし、またこの町政懇談会の開催方法についてはさまざまな意見をいただいておりますし、先ほど申しました以外にも、例えば農家地区を農事組合単位で開催してはどうかというお話もございましたし、あと区長さんに毎度毎度会場準備ですとか参加者の手配などご苦労かけているところもございませぬので、今の形を継承しつつも、依頼のあった区のみで開催するというような希望性の導入というのも今後検討していかなければならないかなというふうにも考えてございます。具体的には検討はしておりませぬが、そういうアイデアといいますか、構想も一部ございませぬ。

町政懇談会につきましては、以上答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 副町長。

○副町長（廣瀬長留次君） それでは、私のほうから3番目の温泉ペペルについての再質問についてご答弁をさせていただきます。

まず、休憩室の件でございます。町が全く関係ないということはないよということは、それはそのとおりかと思っております。ただ、あそこの清掃との契約、これは公社と業者が契約しております。

それで、先ほど私答弁したときに、元方事業者と言いましたよね。ですから、公社が元方事業者との契約でございませぬので、先ほど言ったとおり休憩室については規則の613条で、これは努力義務、努めなさいと言われていませぬけれども、確かにその事業者は努めているのです、公社に対して。休憩室のスペースを設けてくれと。ですから、全然努めているのです。努力義務なのですけれども、それはちゃんとやられているということでご理解をいただきたいと思っております。

それと、もともと清掃従事者も公社の職員と同じ休憩室でなかったかという経過です。過去だったのでございませぬけれども、私が知っている範囲内では、最初清掃も直営でやっていたものですから、1階事務室の横で清掃に従事されている方と公社職員が一緒になっていたと。それがすごく手狭なのです。4畳ぐらいいかないのです。そんな中で、今度は委託という形の中で先ほどのスペースを確保したという経緯かなというふうに考えております。

それと、機械室の件、それで隠しなさいということのご指摘なのですが、残念ながら私のほうには、どこからの情報かはわかりませぬけれども、隠しなさいと。先ほど言ったと

おり、洗濯物を干していること自体、全然違法ではないのです。ですから、隠しなさいというものはどこから出てきたものかということで、今ふと考えたのですけれども、先ほど言った深川地区消防組合の火災予防条例の中でボイラーの周り、ここには絶対物を置いてはだめですよというのが、ボイラーの正面が1.5メートル、サイド両方、これ45センチ、後ろ45センチ、上方1メートル20センチ、この空間には一切物を置いてはいけませんよという条例があります。ですから、そういうところは査察見ますし、温泉から空き段ボールがいっぱい出るのです。あそこに一時保管をするという。それが煩雑になっていたり、確かにボイラーの近くに、私も確認したことあるのですけれども、タオルを干していたということもあったので、それはだめですよというようなことも指導はさせていただきましたが、ですからそのようなことで隠しなさいということはわかりませんが、こういう決まりがあるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） では、先ほどお話のありました東京妹背牛会、札幌妹背牛会につきましては、正直言いまして通告にございませんでしたので、詳細な回答はできません。ですが、把握している範囲では、いずれも解散しているというふうにこちらでは聞いてございます。

以上、答弁といたしますか、ご報告とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

2番議員、佐田恵治君。

○2番（佐田恵治君） 本当に今度予算が議会始まりますが、直接的に町民の生活にかかわっていく形で注目をされ、きょう傍聴されている方もそうだと思うのですが、そういう面では皆さん努力されて無駄を省き、町民に密着した財政運営していらっしゃると思います。

それで、先ほど前議員が質問の通告にもしたのですが、答弁の中でよく検討しますという言葉、先ほど副町長もボイラーのとき検討ということをやっていたのですが、さっき前議員質問したとき検討というのは何年ですかという質問あったのですが、この間僕もいろいろ調べて、3月9日の日経新聞に一般質問の追跡調査という見出し、言いつ放し答弁認めないと。これは、北海道渡島半島の福島町議会の溝部議長という方が語って、議会基本条例をつくると。見直しのポイントは、一般質問の追跡調査だと。議員の質問に対して行政が検討すると答弁した場合、その後2年間にわたって議会が状況を確認すると。言いつ放しの答弁は認めないという議会にするというのが福島町の議長が語っているのですが、それで皆さんから私の質問に対していろんな答弁ありました。私も皆さんと力を合わせて頑張りますが、その実現のために一步一步やっていきたいということで質問を終わりたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 以上で2番議員、佐田恵治君の一般質問を終わります。

次に、5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） 通告に従いまして、質問をいたします。

まず初めに、町振興策としての町公認キャラクター制定についてお伺いをいたします。この件につきましては、平成27年第4回定例会、28年第2回定例会において2度一般質問をさせていただいております。今回につきましては、一般町民の方からリクエストがございまして、改めてこの件について質問させていただきます。

今まで2回質問させていただきました提起の趣旨につきましては、町民に共通のキャラクターというツールを持っていただいて、それらを使って広くまちづくりに参加する機会をつくるべきではないかという思いでありました。前町長には、前向きな答弁もいただいておりますけれども、いまだ制定には残念ながら至っておりません。そこで、現在の考え方をお伺いしたいと思います。

まず、1点目につきましては、町公認キャラクター制定について検討されたことがあるのか、その経緯について伺います。

2点目につきましては、町で作成したバナーに描かれている牛をモチーフにした4体のキャラクター、それぞれの名称を含めた誕生の経緯について伺います。

次に、制度改正後の農業委員会業務について伺います。本町の農業委員会、農業委員の皆さんは、農地利用の最適化を推進すべき職務に精励をされております。国営事業に伴う農地の権利移動も一段落した今日ではありますが、1戸当たりの経営面積も増加し、今後の農地の円滑な流動化が行われていくのかどうか非常に危惧をされます。農業委員会の業務と農地の現状、そして流動化の見通しについてお伺いをいたします。

1点目、本町の農家戸数、1戸当たりの経営面積、後継者のいる農家戸数、経営者の平均年齢についてお伺いをいたします。

2点目、農地利用の最適化の推進に際し、本町にとって中間管理機構、またその事業の果たす役割についてお伺いをいたします。

3点目、旧法での建議が法改正により任意での意見書となりましたけれども、本町農業委員会での取り扱いについてお尋ねをいたします。

再質問を留保しまして、質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 私のほうから議員1つ目のご質問、町振興策としての公認キャラクター制定についてご答弁申し上げます。

町公認キャラクター制定について検討されたのか、経過についてお伺いしますとのことですが、企画振興課内では協議を行ってございます。ゆるキャラ、もしくは公認キャラクターが正式に制定されていない理由としましては、数点ございます。まず、1点目としましては、このキャラクターの用途、活用を見通すことができないということが1点目。2点目としまして、複数のキャラクターが存在し、その全てが牛をモチーフにしたものであり、これまでキャラクターに近い存在としての設定は過去に地域C Iで検討した赤トンボですとかグリーン石狩川マラソン大会キャラクターの牛でありまして、新しく公

募したとしても新たな設定のキャラクターが生まれる可能性が低いということで、その活用方法いかんにより先細りする可能性が高いということで、思い切った判断ができていないということがまず2点目でございます。3点目としましては、公認キャラクターの着ぐるみなどを仮に作製する場合、費用が150万円から160万円程度と高額でありまして、そこに投資して費用対効果が見込めるのかということで疑問があるということで、それがまず3点目ということです。4点目としましては、これはゆるキャラに特定しますが、ゆるキャラのブームが近年低迷しているということでございます。以上の点から、公認キャラクターの制定には現在至っていないという実情でございます。

続きまして、2点目の町で作成したバナーに書かれている牛をモチーフにした4体のキャラクター、それぞれの名称を含め誕生の説明を求めますとのご質問でございます。このバナーといいますのは、よく記者会見とかするときに後ろに市町村名がついていて、俗に格子状になっていたり、柄のある記者会見のバックに使うものなのですが、先ほど広田議員おっしゃられたとおり、今年度一応バナーを作成しまして、牛のキャラクターをその背景に活用させていただいております。

イメージできないと思いますので、その4つのキャラクターについて一応……。これがまず1つ目のキャラクターです。こういう形なのですが、これがキャラクターの名称は特にございませぬ。主な管理部門としましては、企画振興課及び総務課の税務グループでございます。作成したのは平成23年ごろということで、この作成理由につきましては正確な年度はわからないのですが、平成5年ごろから8年ごろにかけて作成された、開発局でやっていますカントリーサイン、町と町の間にある看板なのですが、これを活用したものでございます。作成の経過としましては、税務グループが納付書、税金等の通知をする場合に窓あき封筒を使ってございますが、その窓あき封筒にほかの自治体のように町のPRとなる内容を入れてはどうかということで当時の担当者が発案してございます。そこで、カントリーサインのキャラクターを活用して、その当時のカーリングの担当者がそれにカーリングのストーンを持たせたものを作成してございます。以後、このデザインにつきましては継続して窓あき封筒などに使用してございます。

続きまして、2つ目のキャラクターなのですが、こちらのほうなのですが、これがキャラクター名がうっちーといいます。主な管理部門は農政課でございます。作成は平成26年ということで、その理由につきましては町内の農産物をPRするために作成している手提げ袋などの図案やキャラクターとして当時株式会社総北海さんのほうに委託して作成したものでございます。主に手提げ袋の図柄として印刷し、活用しているところでございます。その経過としましては、ちょうど平成26年ごろ、町のキャラクターの検討を本格的に始めていたころなのですが、実際に使用されているキャラクターの情報をいろいろと収集しました。当時、著作権が業者のほうにあったことから、ほかの業者がこのキャラクターを活用することはできないということで、町が自由に使用するために権利を保有している著作権を昨年度買い取りを行ってございます。現在は、特産品の手提げ袋のほか、ふ

るさと納税に使用している記念品米の袋に張るシールなど、農産品に活用しているところ
でございます。

続きまして、こちらが3つ目のキャラクターなのですが、こちらが愛称としましてはあ
いもちゃんということで、主な管理の部門としましては社会福祉協議会及びNPO法人わ
かち愛もせうしということで、平成26年に作成されてございます。わかち愛さんのほう
で妹背牛町地域福祉実践計画のイメージキャラクターとして作成したものでございます。
この実践計画を広く町民に広めるためにイメージキャラクターとして担当職員が発案し、
試行錯誤の上、作成したと聞いてございます。そして、同年にこのキャラクターの愛称を
町民募集、公募いたしまして、投票を行った結果、あいもちゃんという名称に決定してご
ざいます。現在は、いろいろとバリエーションもふえてございまして、このわかち愛もせ
うしのキャラクターとして活用しているところでございます。

最後なのですが、4つ目のキャラクターがこちらでございます。こちらが名称は牛丸と
いいます。主な管理部門は特にございません。平成28年12月に作成されたものと聞い
てございます。こちらのキャラクターにつきましては、小学校における総合学習の課題で
妹背牛町をPRする方策についての取り組みがございました。その中で6年生のグループ
発表の中で町のPRキャラクターが本町にないということに着目しまして、新たなキャラ
クターを児童が考えて図案化し、発表したものでございます。この発表を聞いた社会福祉
協議会の担当課長が感銘を受けまして、小学生が図案化したキャラクターを形にしよう
ということで、社会福祉協議会のほうで費用を負担してこのキャラクターを缶バッジにし
て、この取り組みに携わった小学生全員に配付しているというふうにも聞いてございま
す。

今ほど説明しましたこの4つのキャラクターをバナーのほうに活用させていただいてお
りますので、このキャラクター4つの説明については以上でございます。答弁とさせてい
ただきます。

○議長（宮崎 博君） 農業委員会局長。

○農委事務局長（山下英俊君） 2つ目の制度改正後の農業委員会業務につきましてご答
弁申し上げます。

初めに、本町の農家戸数等についてでございますが、平成30年9月1日現在で農家戸
数179戸、うち法人が12法人、1戸当たりの経営面積は19ヘクタール、後継者のい
る農家戸数は21戸で、経営者の平均年齢は62歳となっております。5年前と比較し
てみますと、全体の農家戸数は19戸の減、法人は7法人の増、また1戸当たりの経営面
積は2ヘクタールの増、後継者のいる戸数は15戸の減、平均年齢は当時61歳というこ
とで1歳ふえた結果となっております。農家戸数につきましては減少傾向にあり、また
後継者の減、経営者の平均年齢も少しずつではありますが、高くなっていることで、議員
ご指摘のスムーズな農地の流動化という点では実際にその区の中で処理することができず、
他の区の農家の方にあっせんしたという事例も出てきていることから、今後の動きにつき
ましては農業委員会としても注視しているところでございます。

2番目の本町にとっての中間管理機構、事業と役割についてご答弁申し上げます。農地中間管理機構、北海道におきましては北海道農業公社でございますが、農業、農村の活性化を目指す地域の取り組みを支援しており、新規就農等を促進する農業担い手育成確保事業、農地の賃貸借を通じて農地利用の効率化及び高度化を促進する農地中間管理事業、売買を通じて農地保有の合理化を促進する農地保有合理化等事業など、大きく分けて6つの事業を展開する公益財団法人でございます。本町の農地売買につきましては、農地保有合理化等事業の中の農用地等売り渡し事業を活用し、進めております。この事業により、売り手は譲渡所得税の特別控除1,500万を受けることができ、買い手につきましては5年間の賃貸期間中に農地を買うための体力、資金を蓄えることができるというもので、毎年農地売買の約7割が本事業を活用しているという状況でございます。本町の中間管理事業の活用につきましては、今申しましたとおり農地売買がメインであるという現状でございます。

3番目の意見書についてですが、平成28年4月の農業委員会法の改正により、従前までの建議書の提出について法的根拠がなくても行えるという理由から、農地等利用最適化の推進施策について必要があると認めるときには具体的な意見を関係行政機関等に提出することとされたものでございます。本町農業委員会におけるこれまでの建議書、意見書への取り組み状況でございますが、平成27年度まで町と議員の皆様へ建議書のほうを提出してございます。平成28年、29年度は法改正を受け、意見書についてどのように取り組むべきか、必要があると認めるときとはどのようなことをいうのかなど検討し、他の農業委員会とも意見交換をしてきたところでございます。ほとんどの農業委員会が農業施策はある程度取り組まれており、意見書の提出も必要があるとは言えないということで、道内においては改正後提出をしている農業委員会はほとんどなく、平成30年度に入りまして幾つか提出を確認したところでございます。本町におきましても、GPS事業をはじめ、各種農業施策に取り組まれていることから、特に意見書についての取り組みをしておりませんでした。しかし、今年度冒頭に瀧本会長より意見書を提出しなくとも町の農業施策について農業委員会として協議する場が必要ではないかとの意向が示され、また何人かの議員さんからも問い合わせをいただいたことから、平成30年6月に農業委員協議会の中で意見書の提出にこだわることなく検討、協議を行っていくこととし、意見書策定委員会を立ち上げてございます。その後、4回にわたり農地等利用最適化の推進施策をはじめ、農業施策全般について協議し、その結果本町はさまざまな施策に取り組んでいることから、安易に意見書を提出するのではなく、もう少し時間をかけて検証していくこととしました。その協議内容の一部につきましては、農業委員会だよりにおきまして皆様にお知らせしているところでございます。

以上、農業委員会業務につきましてのご答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） まず、1点目の公認キャラクターの件について再質問させていただきます。

課長のほうからるるご答弁いただきました。おかげさまでカントリーサイン以外はそれぞれ所管も違って、またカントリーサイン以外は名前がついているということを初めてわかりました。ありがとうございます。

それで、過去2回、私質問しておりますと申し上げましたけれども、その後の経過についてもお答えいただいておりますけれども、企画振興の中では協議をされたというお答えだったと思いますけれども、よろしいですね。その中で実現、日の目を見ない理由について4点ほど挙げられました。その中で、過去の議事録を見ていただくと、課長、よくおわかりになると思うのですけれども、この4点の中に、1つは着ぐるみの作製に対しては非常に費用がかかるというようなお話が今ありました。それから、4番目にゆるキャラが低迷しているのだというようなお答えがあったと思いますけれども、私過去2度にわたって質問している内容は、広がりとは別です。キャラクターをつくった後の広がりとは別として、先ほど申し上げましたとおり、町民の方に共通のキャラクターというものをツールとして持っていて、まちづくりに参加していただけないかということと、シンボルマークをつくと広範に利用できるものですから、それを使って、例えば農産物にシールとして添付してみたり、それは自由にさせるかどうかというのは、認定する期間をつくって、認定するに値するものだけに添付を許すとか、いろいろやり方はあるのですけれども、これは過去2回、そういう趣旨で質問、私はしてきているはずなのです。近間でいいますと新十津川の事例挙げて私質問したことあるのを、町長は多分覚えていると思うのですけれども、やっているのです。特産品に、主に農産物なのですけれども、そこは協議会というのがありまして、新十津川協議会があるのです。今しゃべったように、誰でも彼でもシールを農産物に張っていいということではないのです。申請書上げてもらって、認めたものについて許可を与えるといったようなやり方をしています。これは事例ですから、やり方はいろいろあってしかるべきかなと思います。とにかく、先のことはさっきも申し上げましたけれども、着ぐるみだとか、ゆるキャラというのは余り私は言葉的には好きではないので、そこを主眼として申し上げたわけでなくて、あくまでも町の振興、まちづくりに皆さんで参加できるものが何か1つないかという思いで質問をしているわけであって、そこら辺をもう少し理解をしていただきたいなと思っています。

それから、平成27年と去年実施されましたまちづくりのアンケート、これは皆さんに町民全体にアンケートをとったわけではありません。抽出ですね。アンケート調査においても、そんなにパーセンテージは大きくはありませんけれども、イメージキャラクターの検討、認定を望む意見が必ず載っています。見てもらうとわかるのですけれども、私きょうここに去年アンケートをとってまとめたものを持っていますけれども、この中にも載っています。それはそれとして、また一方で去年とったアンケートの中の問い13に、あなたが妹背牛のまちづくりに参加するとすれば、どのようなことができますかという設問が

あるのです。その答えの中に、特にありませんと回答された方が17.1%いらっしゃいます。これ18歳から49歳の年代別の順位で見ますと、何と第3位になっているのです。いかにまちづくりをしていく上で町民がどうやったらいいのだろうか、清掃なんかは上位に入っていたと思いますけれども、わからない部分が多分あるのではないかな。気持ちがあってもです。だから、そういった部分でこの町の認定キャラクターを制定することによって、先ほどから申し上げているとおり、この問い13で特にありませんと回答された方、全員がそっちの方向に向かうかどうかはわかりませんが、少しでもこの機会を与えられるということができないのでしょうか。

本当にこの費用対効果、私は個人的には非常に費用対効果高いと思っています。このことについても、過去2回も同じような意見を述べさせていただいておりますけれども、本当に町長、どうですか。つくれませんか。前町長は、私の質問に対してこのように答弁されているのです。これ議事録調べてもらうとわかります。後で調べてください。キャラクターの必要性や重要性については充分認識しているが、地域全体の意に沿って形成できないまま尻込みする状況にあったと考えている。そのことがもう一つ妹背牛の知名度アップできない要因と反省をしているということで答弁をいただいたことがあります。本当に尻込みをしないで、町長、取り組んでみてはいかがでしょう。今年の12月の定例会で、今後新しい年度になろうかと思っておりますけれども、地域おこし協力隊を使って特産品の開発を目指したいと理事者側から発言があったと記憶をしております。これも公認キャラクターがあれば特産品にも、先ほどから申し上げているとおり付加価値をつけることができると考えます。作成した、先ほど説明受けましたけれども、このバナーに描かれている4体のキャラクターについては、残念ながらそれぞれ所管はありますけれども、中途半端な立場であって、あのバナーを見た町民の方が、恐らく今度の広報のときに、せんだって空知の教育局からカーリングが表彰を受けましたけれども、バナーを使わせていただいて、写真撮りましたので、恐らく3月の広報に写真が載るのではないかなと思っておりますけれども、あの写真見て、後ろに移っているのを見て、あれは何じゃいというようなことで町民に聞かれたとき、町長はどういうふうに説明されますか。とにかく、まかぬ種は生えぬということわざがありますよね。何もしないで、いい結果は絶対得られませんから。ここで町長がリーダーシップを発揮して、この件についてぜひ制定に向けて動きをしていただきたいと思っておりますけれども、考えがあるのかどうかをお尋ね申し上げます。

次2点目につきまして、農業委員会についてですが、まず1点目、先ほど局長のほうから詳しい数字いただきました。大変ありがとうございます。特に後継者のいる農家戸数が21戸、また平均年齢が、それこそ本当に前回よりも1歳上になったということですがけれども、62歳ということで。私も3月で64歳になるのですけれども、後継者ももちろんいませんので、いつ離農したらいいかというのがこの辺にぶら下がっているのですけれども、その数字を今いただいた中では、この数字、本当に本町の農業の実態をあらわしていると思います。1つは、この数字を聞いて非常に厳しい現実だと受けとめるのか。また、

片やロボット技術だとかICTだとか、こういった先端技術を活用したスマート農業、こんなことを考えれば、決して厳しい数字とは感じない現実も一方ではあるのかなと思っております。そして、現在のところ本当に恵まれているなと思うのですけれども、妹背牛町には遊休農地はありません。1戸当たりの経営面積も、今局長からお話があったように平均の面積が19ヘクタールですか。大変多くなっております。今後離農される農家、俗に言う出し手ですね、面積が今までと違って20町、30町といったまとまった面積が出てくるような形になることも充分予測されます。これで果たして円滑な農地の権利移動が本当に可能なのかどうか心配をしております。将来にわたって3,300ヘクタールの妹背牛の美田が維持していくのに本当にどのような考えをお持ちなのか、瀧本会長にお伺いをしたいと思います。

2点目、中間管理機構のことでございますけれども、本町にとっては現状では中間管理機構、農地集積バンクの果たす役割は少ない状況にあると考えております。しかし、農地中間管理機構に農地を売却した際、所得から現状では1,500万、合理化事業を利用した場合の所得控除を受けられるようになっているのですけれども、これが2,000万を控除する機構の見直しの法案が今の通常国会に提出されております。このことについて、500万アップしたわけなののですけれども、本町の影響はどの程度あるのか、それをお尋ねします。

最後に3点目、意見書の件でありますけれども、今大変詳しくお話を伺いました。必要に応じて減少ということでございます。私も尊重したいと思っております。道内では、昨年砂川市、そして旭川の農業委員会で意見書を提出されております。この内容については、以前の建議書と私もネットで調べたのですけれども、ほぼ変わっておりません。この意見書の内容というのは、ご紹介申し上げますが、1点は担い手への農地の集積の促進、新規参入者の促進、農業基盤整備の推進、スマート農業の推進、鳥獣被害防止対策の推進強化、種子法廃止について、市の農業施策について、このように農業全般について意見書を提出されております。農地の円滑な流動化を図るためにも、まずは農地が動きやすくなるような環境整備が必要ではないかなと思っております。そのために、農業を取り巻く諸問題を解決するために、ぜひこの意見書を活用されてはいかがかかなと思っておりますけれども、3点全て瀧本農業委員会会長の考え方を伺いして、再々質問を留保して終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） それでは、公認キャラクターについてご答弁申し上げます。

先ほど議員おっしゃられるとおり、まちづくりアンケートを実施しまして、その設問の中でまちづくりに参加するとすればどのようなことかということで、特にないという回答については私ども重く受けとめてございます。現在総合振興計画の審議会を開催している中でどのような形が町民の方々が参加しやすいのかというような話題についても触れていきたいなというふうに考えてございます。

それで、先ほどゆるキャラではないという話があったのですが、一応時代の、時代というか、流れとして説明させていただきたいのですが、ゆるキャラについては先ほども触れましたが、一時のブームは去っているということで、例年行っているゆるキャラグランプリというのがありまして、そのエントリー数を見ましても、2015年がピーク時ということで1,727体エントリーがあったらしいのですが、昨年の2018年では896体ということで、約半数に減っているということで、多くの自治体がゆるキャラでのPR効果は以前ほど望めないというようなことで方向転換をしているところでございます。また、2016年から国によります地方自治体の先進的な事例に対して地方創生推進交付金というのが交付されるようになりまして、各自治体はそれを活用して地方PR動画というものを作成してございます。そのような形で新たな手法でのPRにだんだん変わっていているのかなというふうに考えてございますし、本町もご多分に漏れず、そちらのほうを作成して活用しているところでございます。

そこで、現段階では本町におきましてはキャラクターの公募というのは、最初の答弁でもお話ししましたが、特に考えていませんで、先ほど説明した4つのキャラクターを有効活用する方法がいいのではないかとというふうに現段階では考えております。キャラクターの取り扱いについても、商標登録ですとか著作権登録とかというのも、新十津川さんのほうにもいろいろ確認したいとは思いますが、そういった登録が必要なのかなのかも含めまして検討というか、そこら辺もいろいろ調べたいと思いますが、また逆にホームページ上とかに自由にデータ、キャラクターをアップして、それを自由に使えるような手法をとっているところも実際ございます。自由に取り込んで特産品等のパッケージに活用していただくというような方法もあろうかと思っておりますので、どのような形が有効なのかというのをいろいろ……検討という言葉は訂正いたします。協議いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（田中一典君） 連ちゃんて答弁させていただきます。

私は、ゆるキャラを見ていまして、イメージキャラクターということで言葉は違ったのですけれども、私が一番感じていましたのは、トマトの箱にくまモンが載っていたのです。ここにも使っているのかと。まるでおいしそうに見えるのです。それで、思い出したのは、確かにうちの町ではお米はもちろん有名なのですけれども、シシトウを栽培していらっしゃる方いらっしゃるって、シシトウの組合があって、そのパッケージ、どんなに美味しくても、どこの何なのだろうというものがなくて、ただのシシトウにしか見えないので、多分そのときにイメージキャラクターがやっぱり必要ですよという、女性の人たち、やっぱりそこを扱っている人たちの意見をいただいたことを思い出しました。確かにどんなに立派なものでも、やっぱりパッケージング、それからそこにあるロゴというのですか、そういうものがあると、やっぱり目を引かれるのは事実ですし、コンピューターでいったらアップルのリンゴをかじったものを使って、もう一発でわかりますよね。ああいう高度な

ものも含めまして、ただ、今までいろんな浮き沈みのあった各地でのイメージキャラクターが一旦沈んで落ちついたなど。ただ、この間新聞見ますと、くまモンが5億円稼ぐと。中国にも版權売って稼がせていると。あれは、確かに熊本に熊いたかなと思しながら、関係ないもので組み合わせて、やっぱりかわいいイメージを奪ったなど。あれは、確かに本当にすばらしいものだと思います。

うちの今担当課がずっとご答弁申し上げましたけれども、中では確かに議論はされています。けれども、例えば農政も含めまして町全体の中でそういうものがどういうふうに必要なのだろう。先ほど言いましたシシトウのパッケージングも含めまして、こういうところにあると妹背牛のだよということで、安心、安全のイメージも広がっていくよということも含めまして、まちづくりの中でまたどういうふうにかかして生かしていけるか。きょう、検討の材料をいただいたと思ってご答弁をさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 農業委員会会長。

○農委会長（瀧本賢毅君） 広田議員の再質問に対してご答弁を申し上げます。

私も農家戸数減少、経営者の高齢化、1戸当たりの面積が今後も増加することが予想される中、農地の集積、経営面積の拡大を円滑に進めていけるか心配していたところがございます。また、農地を取得する際に取得資金の問題、または取得後の労働力不足等の心配が規模拡大意欲のある農業者にとって大きな問題と認識しております。そういう面でも公社事業の活用は必要不可欠と考えております。

公社事業につきましては、現在賃貸期間5年の売り渡し事業が主となっておりますが、場合によっては北海道知事の承認を必要とする賃貸期間10年の事業もございますし、農業公社が農地を一括に賃貸し、そこから集約した形で農家に賃貸する経営負担の少ない農地中間管理事業の活用も検討が必要だと考えております。

また、19年度の税制大綱に盛り込まれるものなのですが、集落等の農地所有者の団体が農作業の効率化に関する事項を定めて地域の農作業に取り組んだ場合、公社に売り渡すと、現状では1,500万円ですが、2,000万円の特別控除が受けられるものも、今後法律が通ればできる予定でございます。ただ、中間管理機構の場合、他町村の農業者も登録すれば、妹背牛町の農地を取得することが可能ですが、妹背牛町の農業者は現時点で多数登録しており、地元が優先されることから、現状では問題ないものと認識しております。

いずれにしても、農地利用最適には農地中間管理機構との連携は不可欠であり、規模拡大を進める上で大きな手段であります。今後とも農業者と連携しながら、よりよい方策を探っていきたいと考えております。

3番目の質問にご答弁申し上げます。意見書についてですが、先ほど局長より本町農業委員会の意見書に対する取り組みの経過についてご答弁申し上げましたが、町の農業施策につきましてはGPSの取り組み、農産物のPR活動、有害鳥獣対策などの取り組みがなされていることから、昨年度は農業委員会としては意見の提出までは必要ないというスタ

ンスでおりました。しかし、農業委員会は農業者の公的代表機関という立場もございませうから、意見書の提出について判断する前に町の農業施策について農業者が安心して農業に取り組んでいけるものになっているのか、また意見を聞き入れたものになっているのか等をまず検討することが大切ではないかということで、今年度より農業委員会委員全員の参加のもと意見書策定委員会を立ち上げ、検討、協議してきたところでございます。

さらに、検討委員会の中では私たちも一農業者の立場からどのようなことを町に訴えていかなければいけないかという点についても協議してまいりました。身近な問題として例を挙げれば、離農地跡地の宅地や畑、納屋や使わなくなった農機具の取り扱いなどの遊休農地の対策、年々被害がふえている有害鳥獣対策、また法人設立費用の助成といったようなものがありました。私たち農業委員会は、地域の抱える問題点に目を向け、地元の皆さんのお声をお聞きしながら、委員会の中で取り上げた身近な問題の解決や、どういう施策が必要なものかを提案していくことが重要な業務の一つであり、そのためには意見書を提出し、農業者の声を届けることが必要だと思っております。また、意見書提出まで届かない問題点でありましても、委員会の中で協議した内容をどこかの場面で伝えていくことも農業委員会の大切な役割と考えております。その結果、町と農業者が同じ方向を向いて本町農業を守っていくことを期待しておりますので、その際にはご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

5 番議員、広田毅君。

○5 番（広田 毅君） 1 点目の公認のキャラクターのことについて、少し意見を述べさせていただきます。

町長、今答弁いただきましたように、協議をしていただけるというような答弁いただきましたけれども、今4体いるということで先ほどからお話出ていますけれども、本当は一つ統一したものが、牛ではなくてもできればいいのですけれども、そこまでは求めません。この4体であってもいいです。だけれども、一番大事なのは、公認する、しないにかかわらず、仮に公認できなかったとき、この4体について何らかの形で町民の方が利用できるような方策というか、そういうものをぜひ協議、検討していただきたいと思っております。例えば小学生が考えた牛丸さんですか、牛丸を使って何かしたい。シールをつくりたいよ、何かつくりたいのだということであれば、それを使わせてあげる何か方策みたいなものを考えてもらいたいですし、またさっき町長が言われた農産物についても、農産物つくっているグループがぜひこの中の1体のどれか使いたいのだといったときに、使用権だとかいろいろさっきお話ありましたけれども、その辺もクリアできるように協議をしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 答弁要りますか。

○5 番（広田 毅君） 答弁要りません。

○議長（宮崎 博君） 以上で5番議員、広田毅君の一般質問を終わります。

次に、6番議員、鈴木正彦君。

○6番（鈴木正彦君）（登壇） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、行政サービスについてということで、特に各課の窓口対応についてということでお伺い申し上げます。以前に町長が役場の敷居が高いと話されていたことがありました。町民がどうしてそう感じるのかを考える必要があるのではないのでしょうか。それで、原因の一つとして、窓口での対応も考えられるのではないかと思います。窓口での対応に対して、相談者が来たときに、まず最初に相談者が窓口に行きます。うちではないのということで、違う課を紹介された。そこで終わればよかったのですが、若干内容の変更等々あり、まだ別の課まで行かなければならないようなことがあったと。これは、たらい回しという表現が正しいことではないのかもしれませんが、相談者がどんな感情を持ったのかなど。例えば企画振興課の窓口で定住の相談をされていた。ある程度相談が終わり、空き家の紹介等々、こんな選択もあるよという中で、では町営住宅はどうなのと相談が変わったときに、その相談は建設課だよ。建設課の窓口に行ってください。たまたまこんな例を挙げたのですけれども、いろいろなそれぞれの課で対応がなされてきていると思います。窓口に来るのは町民の方々が多く、また移住、定住を考えておられる方も相談に来られると。せっかくのチャンスを逃してしまう前例もなかったのかな、そんな心配もします。ただ単にいろいろな書類を提出に窓口に来られた方においても、ただ単に書類を受け取りました、はい、さようならというような、提出しに来た人間が寂しい思いをしたというような話も聞いております。そこで、相談に来られた方の心情を考えて、その対応で本当によかったのかなということをお伺いしたいと思います。

以上、再質問を留保して質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、総務課長。

○総務課長（篠原敬司君） 私から行政サービスにつきまして答弁いたします。

議員からの質問におかれまして、役場窓口の対応におきまして町民の方に不快感を与えたということがあるのであれば、ここで私からお詫び申し上げたいと思います。大変申しわけございませんでした。

さて、議員もご存じかと思いますが、役場としましては昨年4月からコンシェルジュ的な窓口ということも含めた中で住民課住民グループの窓口において総合窓口ということを表示してございます。この窓口におきまして、住民グループの担当職員等々におきまして、窓口に来られた方がどこの課にどういう用事かということございましたら、その場にご案内させていただいてございます。それぞれの課等におきます来客の方への対応としましてのサービスの一環として、昨年から注意しながら行ってきてございます。今後におきまして、毎年行っています職員研修、昨年の研修におきましても窓口対応につきまして行ってございますが、新年度、31年度におきましても改めて窓口対応につき研修を再度職員に対しまして行い、来客の方に不快感を与えないようなことを注意しながら対応して

いきたいと思いますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

6 番議員、鈴木正彦君。

○6 番（鈴木正彦君） いろいろ対策練られているのはわかりました。

ですけれども、優しさというところにはいろいろな対応の仕方があると思います。この間、札幌に行っている人々と飲みながら話していたのですが、札幌だと区役所行くと縦割り感が物すごくあるぞ。やっぱり住民として、そう感じる人が多いと思います。大きな行政都市に行けばサービスは、縦割り感はどうしても、課が変わると間違っただけの情報を流してはいけないとかという、対応にはきちんとしていかなければならないというのは重々わかります。ですが、相談の中では間違いなく一つの相談で終われば、その課で終わればいいのだからうけれども、課をまたがなければならぬというようなことが起こると思います。そういうときに、ほんの優しさですから、内線で例えば今こんなお客さんが来ましたよ、これからそちらに向かってもらいますよというような内線一本でもお客さんは安心してそちらの課に行ってもらえるような気がします。また、内容を説明して担当が来ていただいて、相談者を動かさないでという方法はとれないのかな、そんな気もしております。今後、妹背牛町は高齢化がどんどん進みます。そんな中で、あのカウンターはここ建てられてからずっと変わっていないのかなというふうに思いますが、もし可能であれば、あそこに椅子で対応できるような、カウンター自体で椅子に座って対応していただけるようなスペースのつくり方はできないのか。例えば住民課で住民票をとるのに、立って書いております。立ったまま書くのにそんなに時間はかからないので、大した不満は感じないかもしれませんが、もし座るところがあれば、座って書くことができれば、もっと受ける心情は変わってくるのではないのかな。ほかの町と差別化をしたいという、きょうもいろいろな答弁の中で差別化という言葉も出てきました。もしできるのであれば、もっともっと住民のためのサービスを本当に真剣に考えていただけないのかなと。町長の公約の中にもそれに近いような発想があったような気がします。町長の得意分野でもないのかなというような感じもします。ぜひとも町長に今後の対応の仕方についてお答えしていただきたいなと思います。

以上、再々質問を留保して質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、副町長。

○副町長（廣瀬長留次君） それでは、私のほうから鈴木議員の再質問についてご答弁申し上げます。

私たち職員が日々行っている仕事は、言うまでもなく全て行政サービスであります。職員一人一人は、町内最大の、最大かどうかあれですが、サービス業で働く、サービス提供者であります。接遇の基本である……議員、先ほど言われた、これは接遇の面もかなりあるかと思えます。接遇の基本である相手の身になって考える優しさと思いやりを持った中で、その気持ちを形にして伝えると。こういった意識を常に用い、行動できれば、より

高い町民サービスの向上が図られるものだと考えております。

先ほど議員が例として挙げられましたたらい回しですが、現状においてそのような対応はないものと私個人は思っておりました。その裏づけとして、東フロア、総務課のほうですが、そして西フロア、それぞれの窓口対応を見ている、個々職員がしゃくし定規に機械的に対応している姿ではなく、優しく丁寧な説明をしていると、私はうれしく感じておりました。ただ、現実として不快な思いをさせられた方がおられるということで、今言っただらい回しや二度手間については相談に来られた方々に必要最小限の労力で要件が済ませられるような、個々職員の判断と行動、そして各課の連携を徹底してまいりたいと考えております。

先ほどの椅子の問題ですが、今窓口、住民課のほうでの対応はあそこで立って書いていただくような形ですが、長くなりそうな相談はご存じのとおり後ろのソファ、かなり古い椅子ですけれども、そこで相談させていただいております。先ほどご指摘あったので、また今後いろいろその件についても検討でなくて協議をしていきたいというふうに考えております。

先ほど総務課長からの答弁にもありましたが、今後も接遇や窓口対応などの研修、さらには毎月実施しております管理職会議の中で、窓口対応のみならず、電話対応などにおいても不快な思いをさせぬよう周知徹底してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（田中一典君） 関連してご答弁を申し上げます。

鈴木議員よりいただいた行政サービスについての問題ですけれども、私も9割近くは親切な役場だなというふうに感じております。ただ、この質問をいただく2日前に、実は東側フロアで、このお話は農政ですよと言って、農政はあちらの左端のほうですよと言って、多分東と西にどういう課があるかわからない方に説明していた職員の方の声を私町長室で聞いていました。だから、それだというわけではないのです。でも、この人わからないのだなというときには、ご案内しますよというやっぱり接遇があるべきだったかなと思いつつながら、今ご質問を受け、そして再答弁の中で振り返っております。でも、非常にサービス業として、私たち真剣にそれぞれのブースで仕事しながら、町民の人があらわれたときに、真剣な鬼のような顔で計算しているときに、ぱっとあらわれても笑顔にかえるというのは本当に至難のわざだと思っております。でも、これが住民サービスの基本かなと。修行と思いつつながら、職員ともども頑張っていきますので、そういうことも含めましてご答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○6番（鈴木正彦君） ありません。

○議長（宮崎 博君） 以上で6番議員、鈴木正彦君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宮崎 博君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、14日は午前9時より本会議を再開いたします。

散会 午後 3時07分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員